

第7期小林市障がい福祉計画
第3期小林市障がい児福祉計画
《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月

小 林 市



目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 第7期障がい福祉計画等に係る基本指針の主な内容.....	2
4 各種計画との関連.....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画の対象者.....	4
7 計画の策定方法.....	5
8 「障がい」の表記について.....	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 総人口の推移.....	6
2 手帳所持者の状況.....	7
3 アンケート調査からみる本市の状況.....	12
第3章 前期計画の実施状況	30
1 成果目標の達成状況.....	30
2 活動指標の進捗状況.....	34
第4章 基本的理念等	40
1 基本的理念.....	40
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	40
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	40
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	41
5 事業の全体像.....	42
第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	44
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	44
2 地域生活支援の充実.....	45
3 福祉施設から一般就労への移行・定着.....	46
4 障がい児支援の提供体制の整備等.....	47
5 相談支援体制の充実・強化等.....	49
6 障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築.....	50
第6章 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み等	51
1 障がい福祉サービス等.....	51
2 地域生活支援事業.....	58
3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等.....	65
4 その他の活動指標.....	67
第7章 計画の推進	70
1 障がい者を支える体制づくり.....	70
2 計画の推進体制.....	71
3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....	72
4 関連機関等との連携及び調整.....	74

資料編.....	75
1 小林市障害者施策推進協議会条例.....	75
2 小林市障害者施策推進協議会委員名簿.....	76
3 市内事業所（団体）一覧.....	77

第1章 計画策定の概要

1 計画の背景

わが国の障がい保健福祉施策は、障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みを構築していくため、市町村及び都道府県には、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」（現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」において、「障害福祉計画」の策定が義務付けられるとともに、平成30年4月に改正された「児童福祉法」において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

小林市においては、平成18年3月の「第1期小林市障がい福祉計画」策定以来、通算6期にわたって、「小林市障がい福祉計画」策定するとともに、平成30年3月の「第1期小林市障がい児福祉計画」策定以来、通算2期にわたって、「小林市障がい児福祉計画」を策定してきました。

現行計画である「第6期小林市障がい福祉計画・第2期小林市障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）が最終年度を迎えたことから、障がい福祉サービス等の利用実績や今後のニーズ予測等を踏まえ、今後3年間の障がい福祉サービス等に係る目標や見込量、その確保策等を定めた「第7期小林市障がい福祉計画・第3期小林市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」に該当し、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

3 第7期障がい福祉計画等に係る基本指針の主な内容

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に係る基本指針について、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会における議論が行われ、令和5年5月に告示されました。

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定に係る基本指針から見直しが行われた主な事項は下図のとおりです。

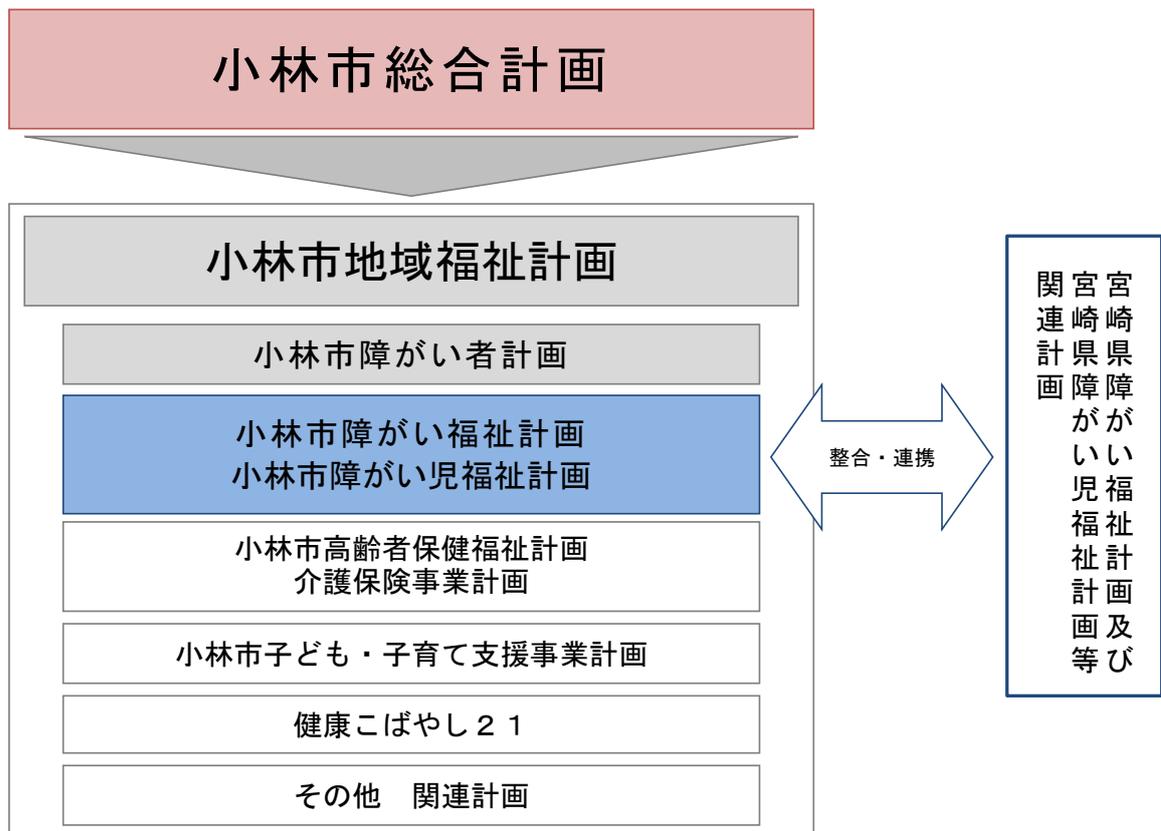
3. 基本指針見直しの主な事項	
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 <ul style="list-style-type: none">・重度障害者等への支援に係る記載の拡充・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し	⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none">・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備・医療計画との運動性を踏まえた目標値の設定	⑨障害福祉サービスの質の確保 <ul style="list-style-type: none">・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
③福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none">・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記	⑩障害福祉人材の確保・定着 <ul style="list-style-type: none">・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 <ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充	⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 <ul style="list-style-type: none">・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進・市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑤発達障害者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none">・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進	⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 <ul style="list-style-type: none">・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等への促進に係る記載の新設
⑥地域における相談支援体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センターの設置等の推進・協議会の活性化に向けた成果目標の新設	⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 <ul style="list-style-type: none">・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑦障害者等に対する虐待の防止 <ul style="list-style-type: none">・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設	⑭その他：地方分権提案に対する対応 <ul style="list-style-type: none">・計画期間の柔軟化・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

※「厚生労働省：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要」より抜粋

4 各種計画との関連

本計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的指針となる「小林市総合計画」及び地域福祉の推進を図るための基本的指針となる「小林市地域福祉計画」を上位計画とする計画です。

また、障がい福祉施策の総合的かつ計画的展開を図るための基本的指針となる「小林市障がい者計画」の実施計画として位置付けられるものであり、その他、保健福祉分野関連計画や「宮崎県障がい福祉計画及び宮崎県障がい児福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



5 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい者計画	第4期計画期間 (R2 年度～)			第5期計画期間 (~R11 年度予定)		
障がい福祉計画	第6期計画期間			第7期計画期間		
障がい児福祉計画	第2期計画期間			第3期計画期間		

6 計画の対象者

「第7期小林市障がい福祉計画」の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち 18 歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上である者

とします。

「第3期小林市障がい児福祉計画」の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある 18 歳未満である者
2. 知的障害のある 18 歳未満である者
3. 精神に障害のある 18 歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳未満である者

とします。

7 計画の策定方法

(1) 小林市障害者施策推進協議会

本計画の成果目標や活動指標等の設定について検討するため、令和5年12月及び令和6年2月に小林市障害者施策推進協議会を開催しました。

(2) 障害者手帳所持者等アンケート調査

本市在住の障害者手帳所持者等の実情やニーズ等を踏まえた計画とするため、令和5年8月にアンケート調査を実施しました。

(3) 障がい福祉サービス等事業所アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするため、障がい福祉サービス等を提供する市内事業所を対象として、令和5年8月にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するために、令和6年1月11日から2月9日までパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

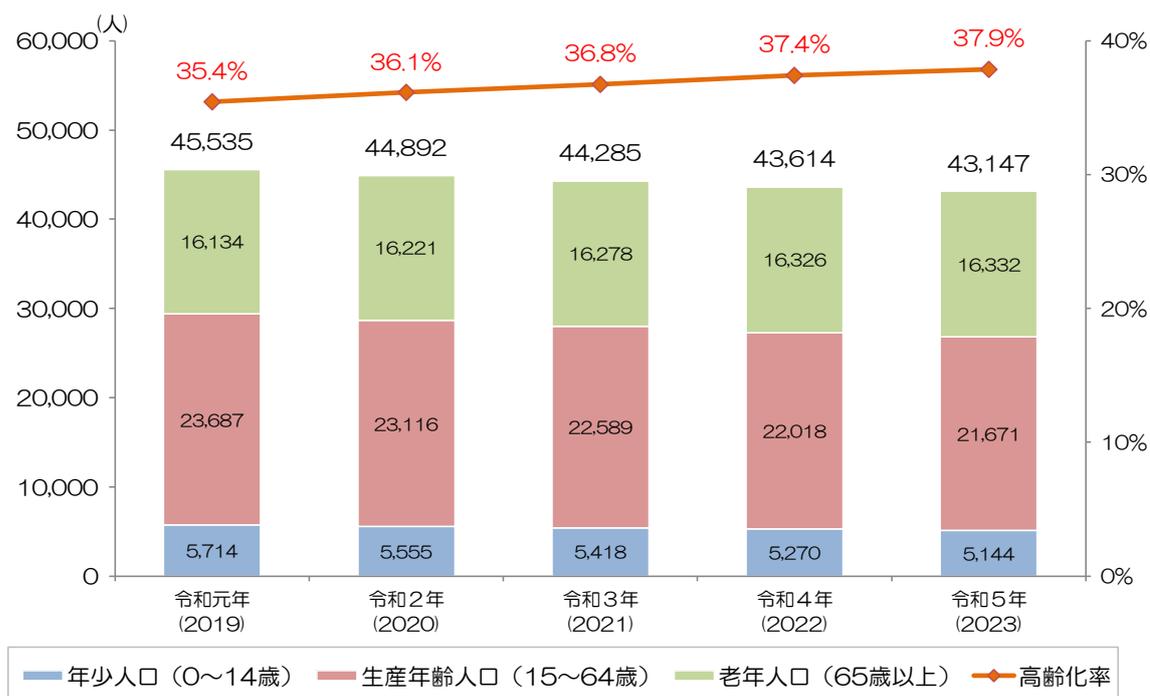
本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

そのため、計画書内において、「がい」と「害」の表記が混在しています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向が続き、令和5年時点において43,147人となっています。年齢階層別でみると、65歳以上の高齢者が年々増加しており、令和5年時点の高齢化率（総人口全体に占める65歳以上人口の割合）は37.9%となっています。



※住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

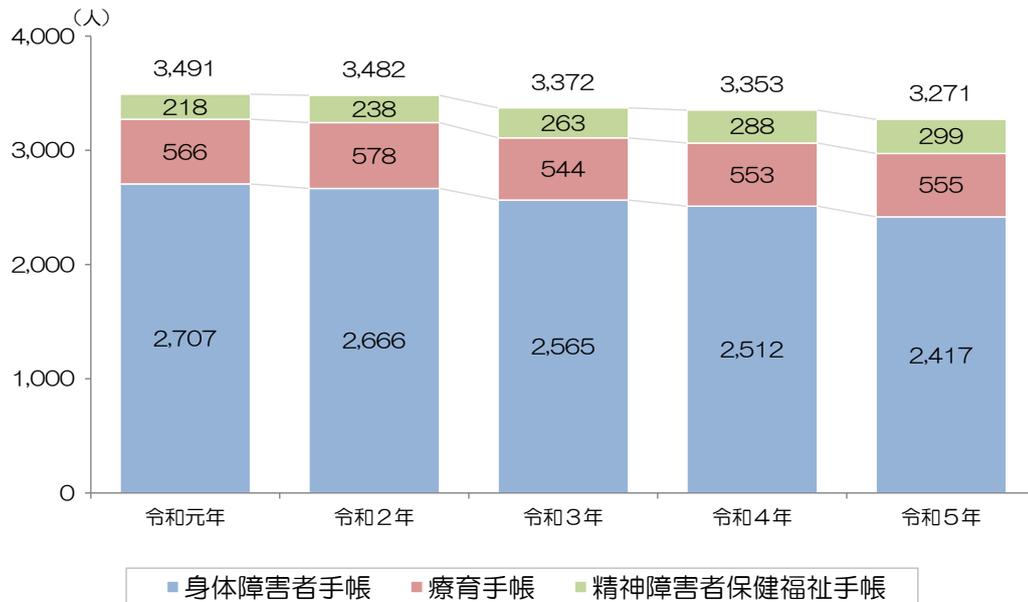
2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 手帳種別

本市の障害者手帳所持者数（延べ）は減少傾向が続き、令和5年時点において3,271人となっています。

手帳種別で見ると、「身体障害者手帳」は減少傾向で推移している一方、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

療育手帳所持者数の令和2年～3年の変動は管理システムの変更によるものであり、令和2年までの数値には転出者や死亡者が一部含まれていると考えられる。（以下同様）

② 年代別

年代別でみると、「18～64歳」「65歳以上」は減少傾向で推移している一方、「18歳未満」は増加傾向で推移しています。



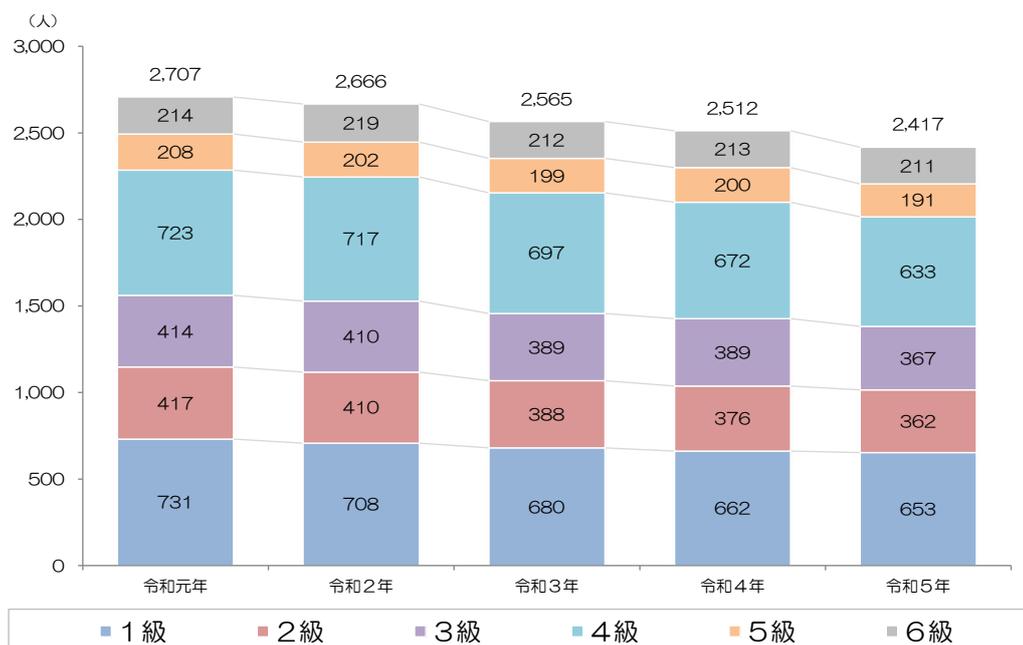
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別

身体障害者手帳所持者数は各等級において減少傾向が続き、令和5年時点において2,417人となっています。

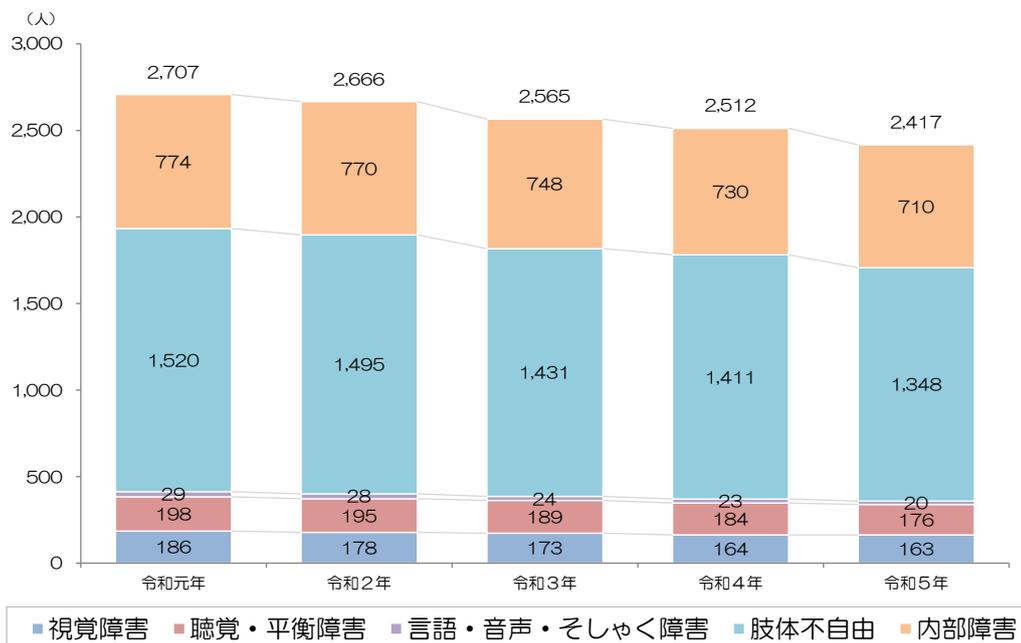
等級別でみると、令和5年時点において、最も障がいの程度が重い「1級」の所持者数が最も多くなっています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 部位別

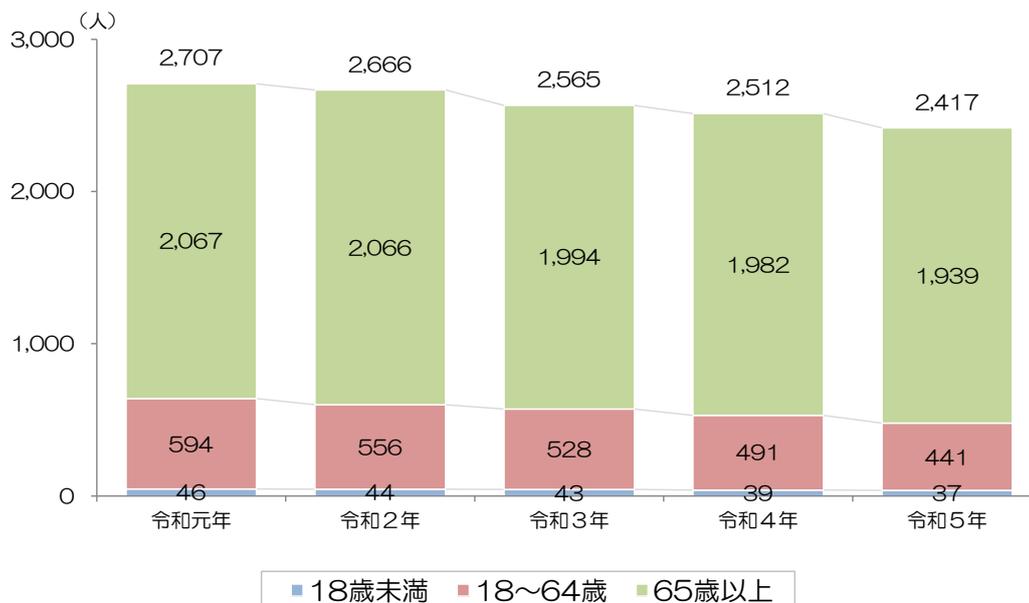
部位別でみると、令和5年時点における所持者数の多い順から、「肢体不自由」「内部障害」となっており、各部位の所持者数が減少傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

③ 年代別

年代別でみると、令和5年時点において、「65歳以上」の所持者数が8割を占めており、各年代の所持者数が減少傾向で推移しています。



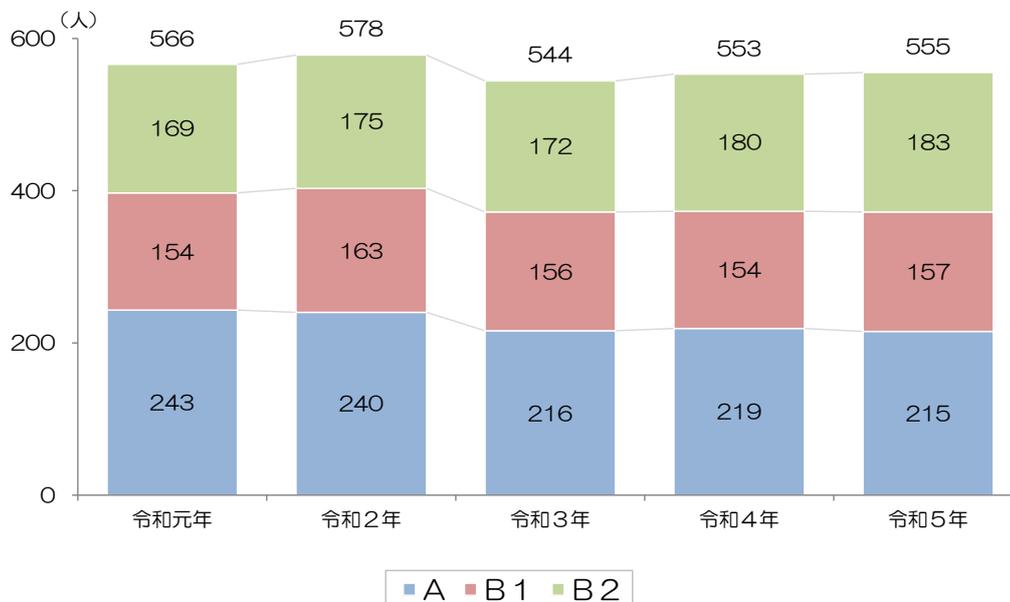
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別

本市の療育手帳所持者数は近年増加傾向が続き、令和5年時点において555人となっています。

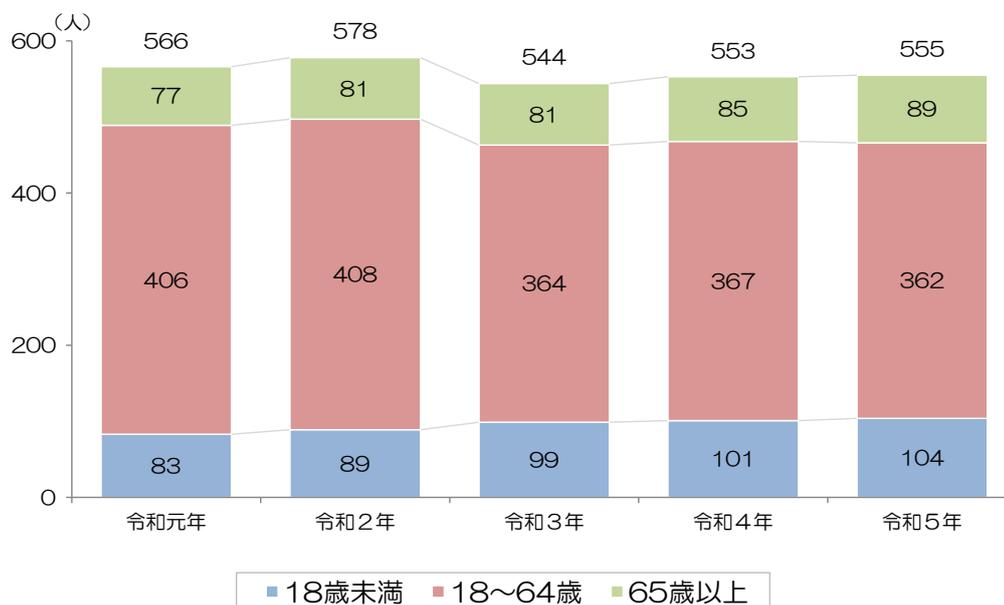
等級別で見ると、令和5年時点において、障がいの程度が重い「A」の所持者数が最も多くなっており、近年「B2」の所持者数が増加傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 年代別

年代別で見ると、令和5年時点において、「18～64歳」の所持者数が65.2%を占めており近年減少傾向である一方、「18歳未満」「65歳以上」の所持者数が増加傾向で推移しています。



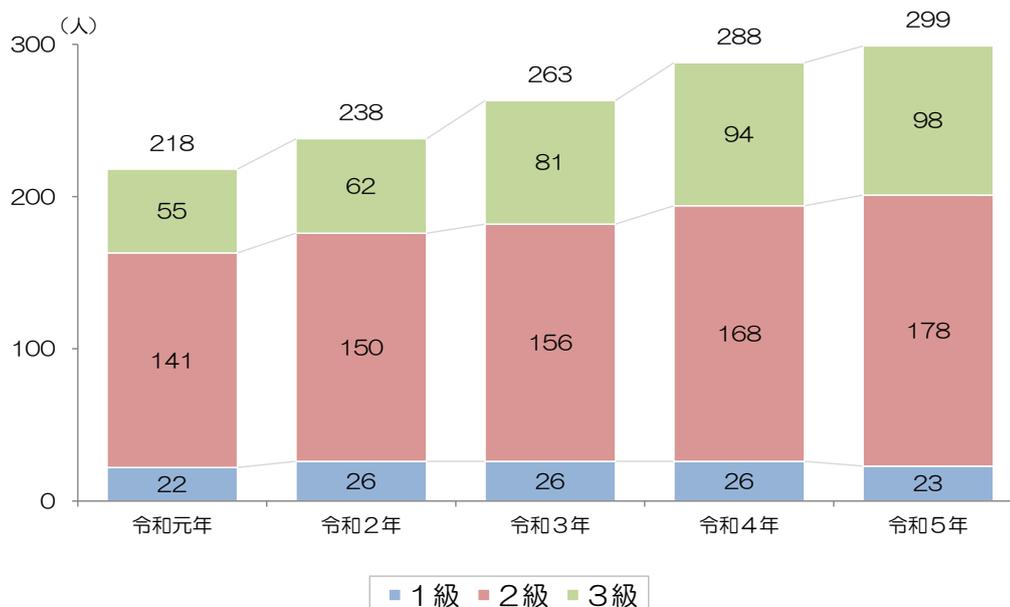
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続き、令和5年時点において299人となっています。

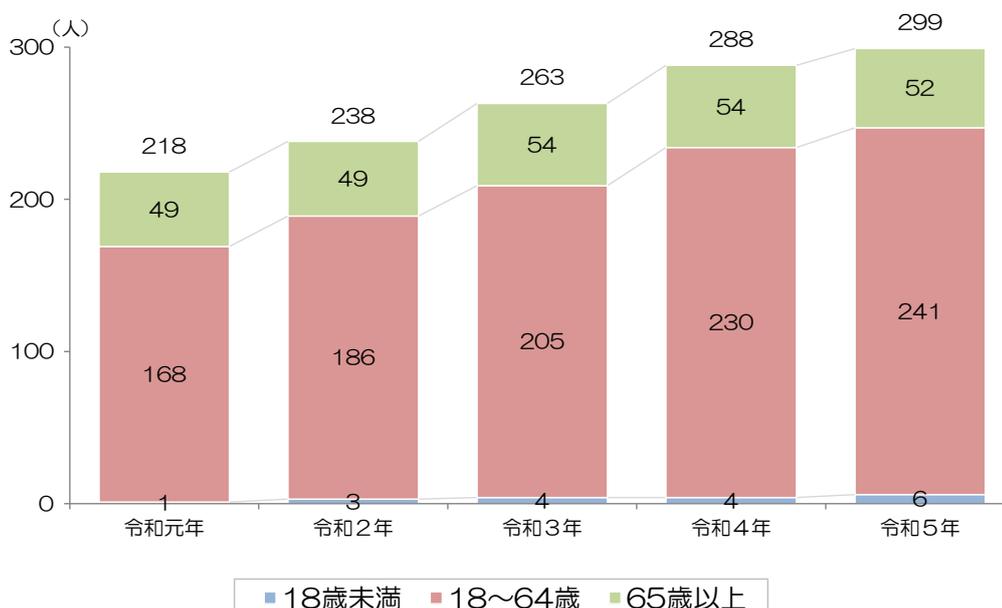
等級別で見ると、令和5年時点において、障がいの程度が重い「1級」の所持者数は大きな変動はないものの、「2級」「3級」の所持者数が増加傾向で推移しており、令和5年の「3級」の所持者数は令和元年と比較して約8割増加しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 年代別

年代別で見ると、令和5年時点において、「18～64歳」の所持者数が8割を占めるとともに、各年代の所持者数が増加傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

3 アンケート調査からみる本市の状況

(1) 調査の目的

障がい者や障がい福祉サービス等に係る実情、ニーズ等を踏まえた本計画及び「第5期 小山市障がい者計画」(令和6年度策定予定)を策定することや、今後の障がい者福祉推進に係る基礎資料とすること等を目的に、障害者手帳所持者や障がい児通所支援サービス利用者等を対象とする「障害者手帳所持者等アンケート調査」及び障がい福祉サービス等を提供する市内事業所を対象とする「障がい福祉サービス等事業所アンケート調査」を実施しました。

(2) 調査概要

調査種別	障害者手帳所持者等アンケート調査		障がい福祉サービス等事業所アンケート調査
	障がい者調査	障がい児調査	
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している 18 歳以上の市民	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している、もしくは児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している 18 歳未満の市民（保護者が回答）	障がい福祉サービス等を提供する市内事業所
調査期間	令和5年8月		
調査方法	郵送配布、郵送もしくはWebによる回収		
配布数	1,500 件	328 件	50 件
有効回答数	644 件	138 件	37 件
有効回答率	42.9%	42.1%	74.0%

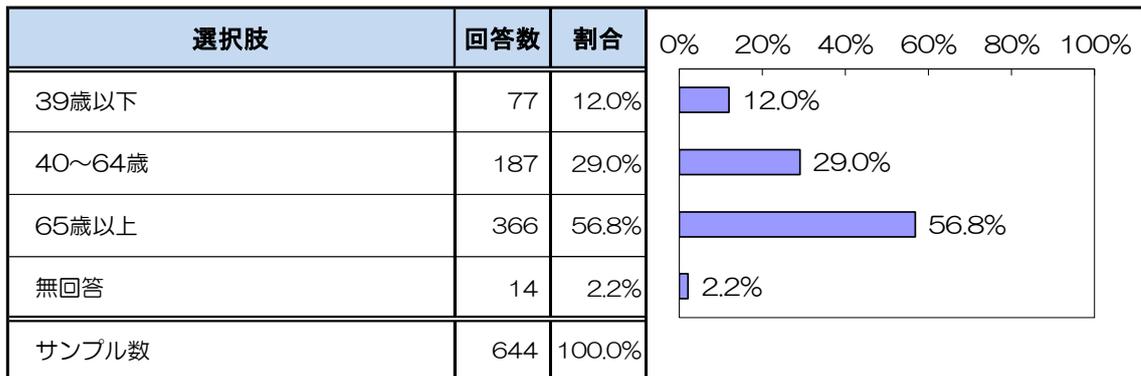
(3) 障害者手帳所持者等アンケート調査結果（抜粋）

① 調査対象者の属性

ア) 年齢（令和5年4月1日時点）

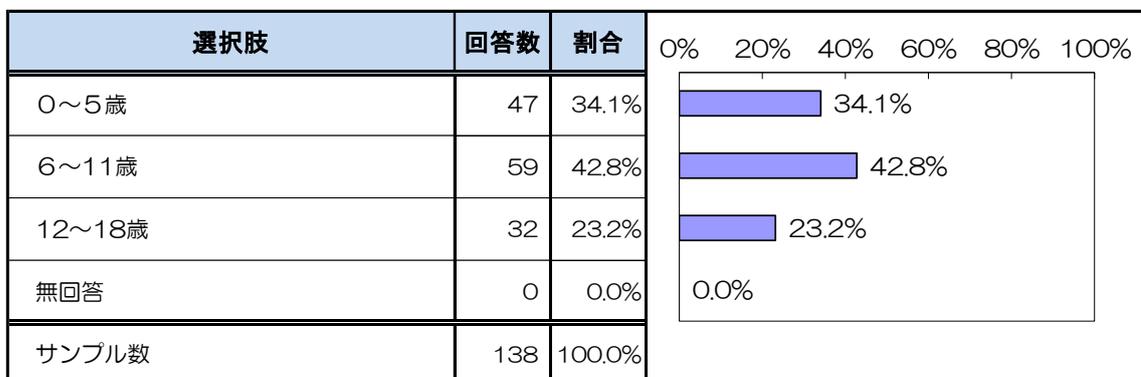
・障がい者調査

「39歳以下」が12.0%、「40～64歳」が29.0%、「65歳以上」が56.8%となっています。



・障がい児調査

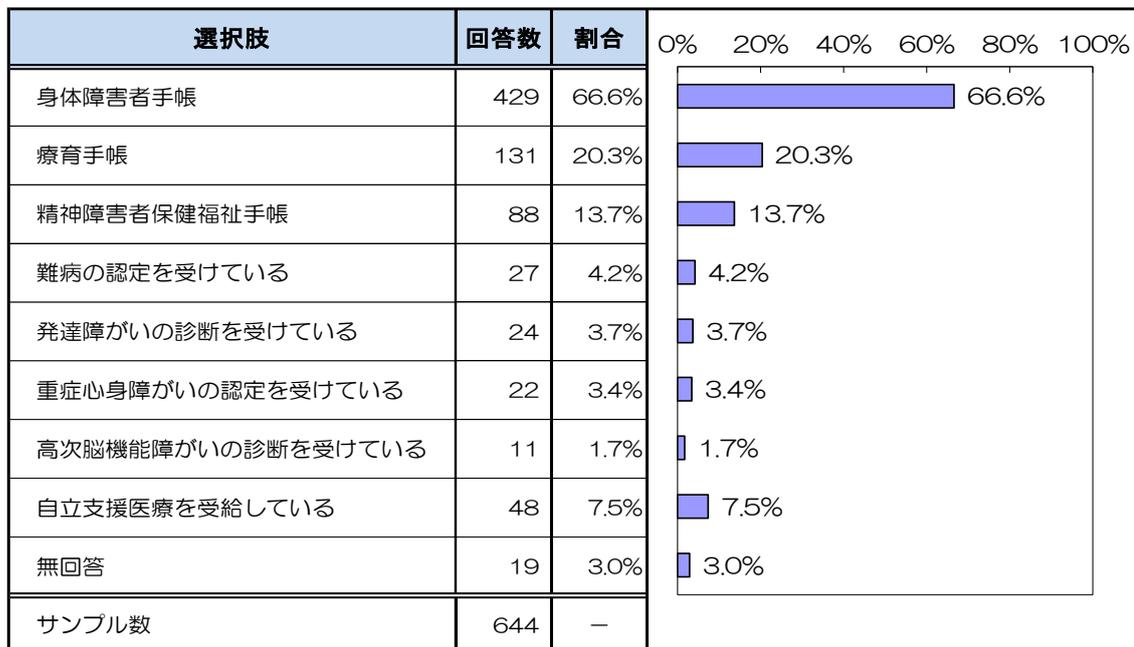
障がい児調査では、「0～5歳」が34.1%、「6～11歳」が42.8%、「12～18歳」が23.2%となっています。



イ) 所持する手帳や医師から診断を受けた内容

・障がい者調査

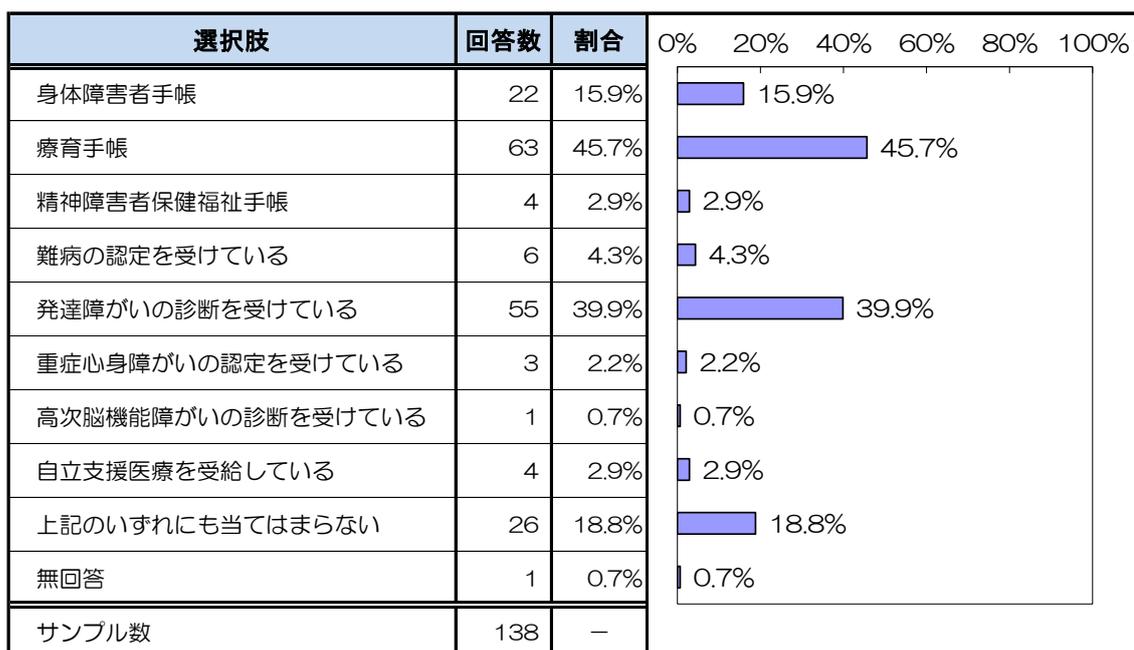
「身体障害者手帳」が66.6%と最も高く、次いで、「療育手帳」の20.3%、「精神障害者保健福祉手帳」の13.7%の順となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

障がい児調査では、「療育手帳」が45.7%と最も高く、次いで、「発達障がいの診断を受けている」の39.9%、「上記のいずれにも当てはまらない」の18.8%の順となっています。



※複数回答可

ウ) 医療的ケアの有無

・障がい者調査

「受けている」が16.1%、「受けていない」が75.6%となっています。



・障がい児調査

「受けている」が8.0%、「受けていない」が89.1%となっています。



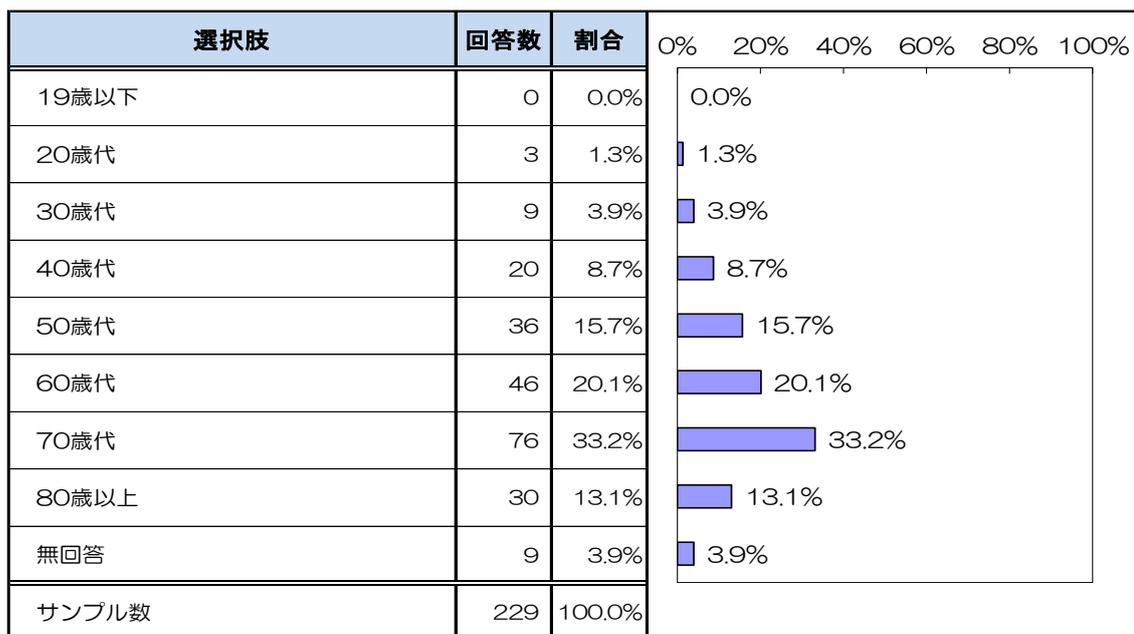
※医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（自宅や学校など）で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す

② 日常生活を支える主な家族の年齢・健康状態

ア) 年齢

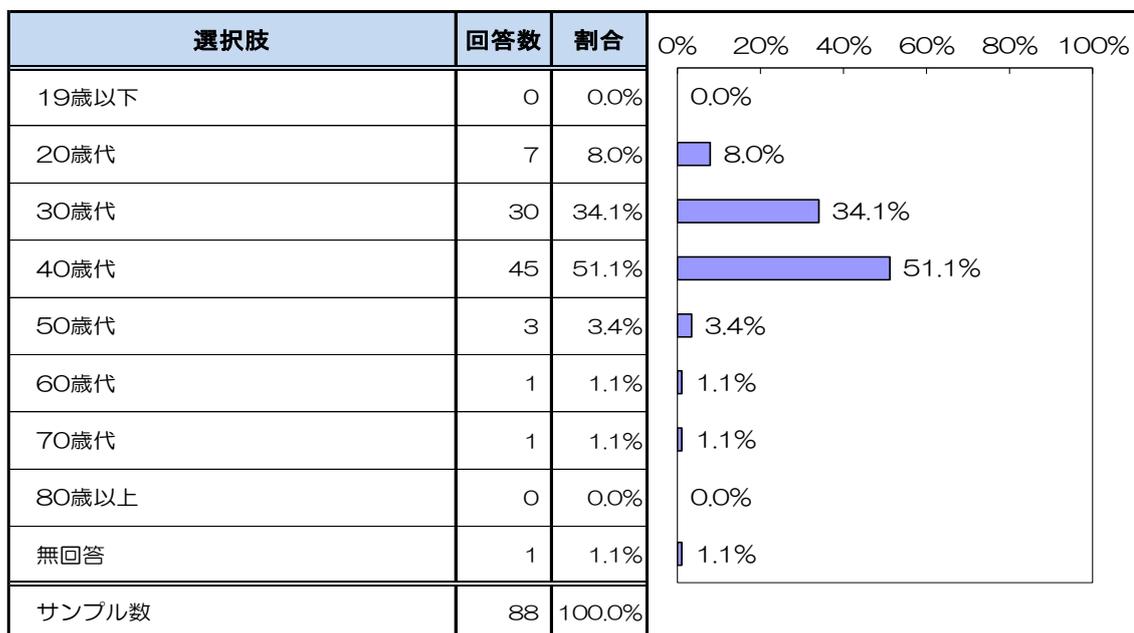
・障がい者調査

家族が日常生活の手助けを行っている場合における「特に中心となって支援を行っている家族」の年齢について、障がい者調査では、「70歳代」が33.2%と最も高く、次いで、「60歳代」の20.1%、「50歳代」の15.7%の順となっており、60歳以上で66.4%を占めています。



・障がい児調査

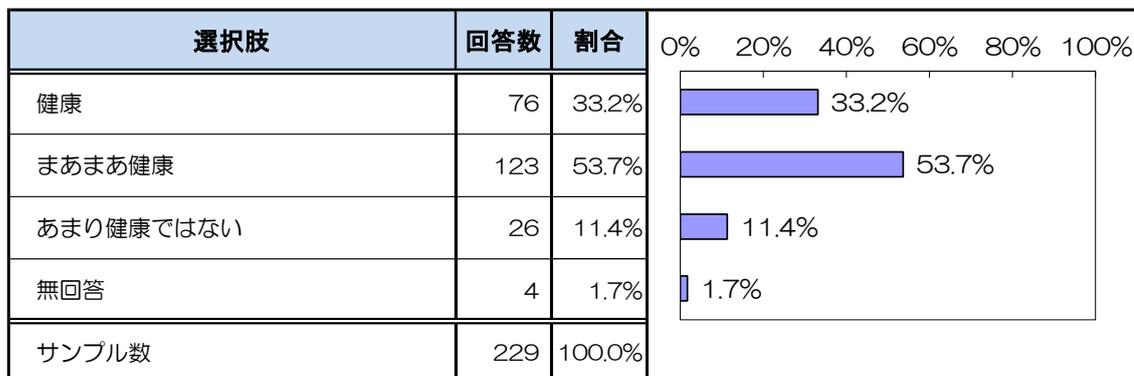
「40歳代」が51.1%と最も高く、次いで、「30歳代」の34.1%の順となっています。



イ) 健康状態

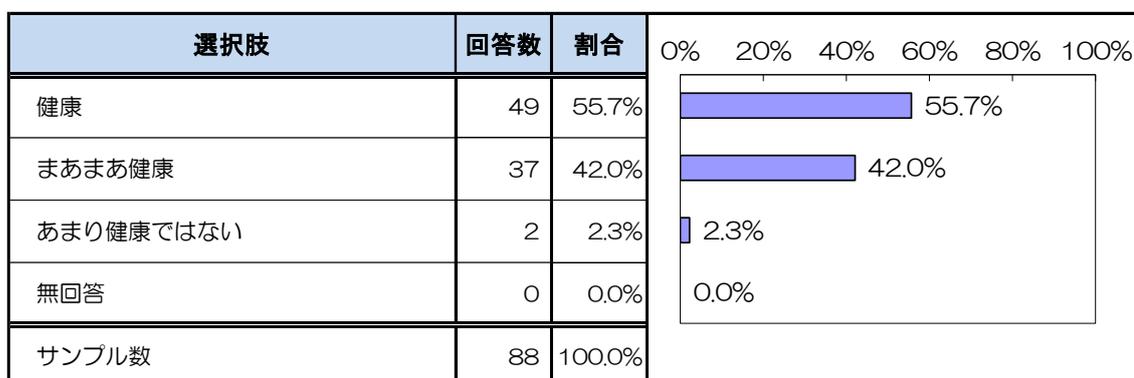
・障がい者調査

家族が日常生活の手助けを行っている場合における「特に中心となって支援を行っている家族」の健康状態について、「健康」が33.2%、「まあまあ健康」が53.7%、「あまり健康ではない」が11.4%となっています。



・障がい児調査

「健康」が55.7%、「まあまあ健康」が42.0%、「あまり健康ではない」が2.3%となっています。



③ 暮らしの現状と希望（障がい者調査）

「現在の暮らし」については、「家族と同居」が 63.8%と最も高く、次いで、「一人暮らし」の 18.3%、「社会福祉施設に入所」の 7.5%の順となっています。

一方、「3年後に希望する暮らし」については、「家族と同居」が 54.5%と最も高く、次いで、「一人暮らし」の 14.4%、「わからない、特に希望はない」の 11.0%の順となっており、「現在の暮らし」への回答内容と比較して、「グループホームで生活」「社会福祉施設に入所、または病院に入院」の割合に大きな違いはみられないことから、現状の暮らしの継続を希望している人が多いと考えられます。

・現在の暮らし

選択肢	回答数	割合
一人暮らし	118	18.3%
家族と同居	411	63.8%
グループホームで生活	36	5.6%
社会福祉施設に入所	48	7.5%
病院に入院	22	3.4%
その他	1	0.2%
無回答	8	1.2%
サンプル数	644	100.0%

・3年後に希望する暮らし

選択肢	回答数	割合
一人暮らし	93	14.4%
家族と同居	351	54.5%
グループホームで生活	39	6.1%
社会福祉施設に入所、または病院に入院	64	9.9%
その他	8	1.2%
わからない、特に希望はない	71	11.0%
無回答	18	2.8%
サンプル数	644	100.0%

④ 雇用・就労（障がい者調査）

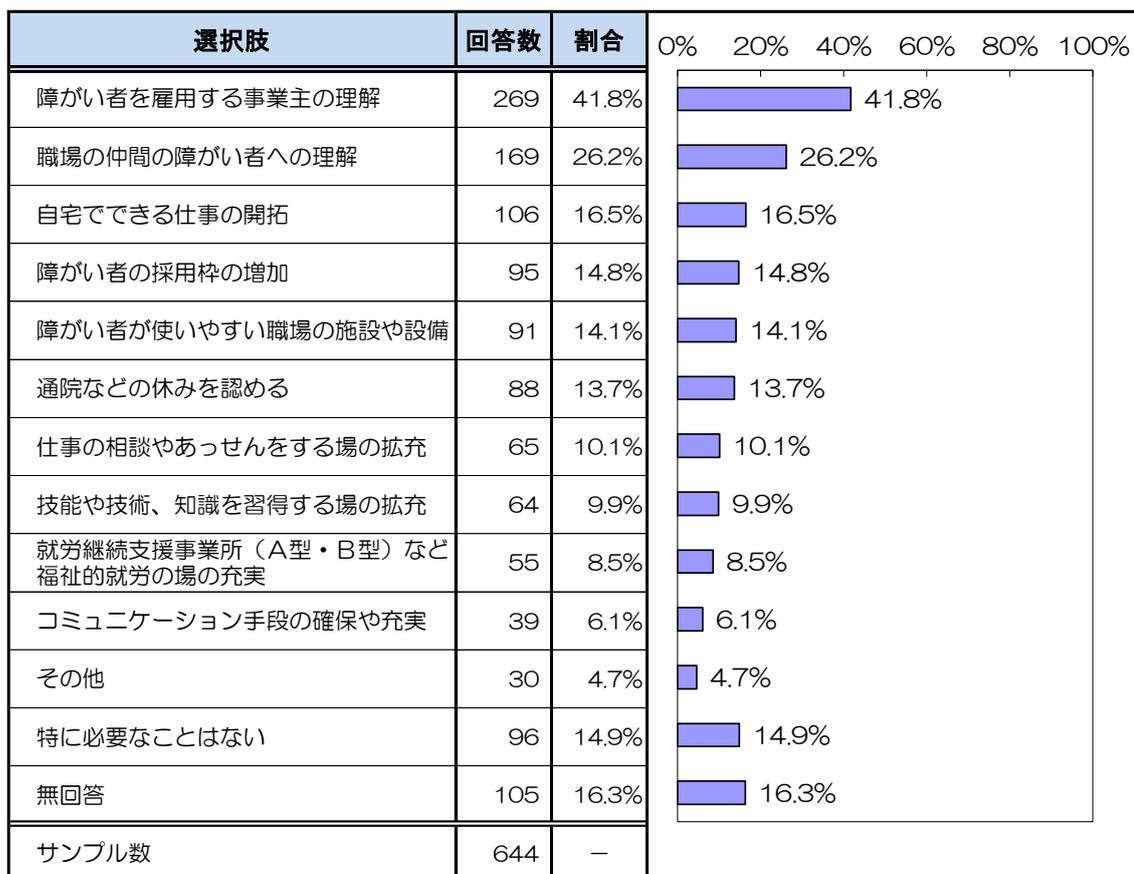
ア) 現在の就労状況

「している（現在、仕事をしている（就労継続支援事業所を含む）」に回答した割合は29.2%となっており、年齢が低くなるほどその割合は高くなっています。



イ) 障がい者の就労のために必要なこと

「障がい者を雇用する事業主の理解」が41.8%と最も高く、次いで、「職場の仲間の障がい者への理解」の26.2%の順となっており、雇用主・同僚の理解が必要であると考えている人が多くなっています。



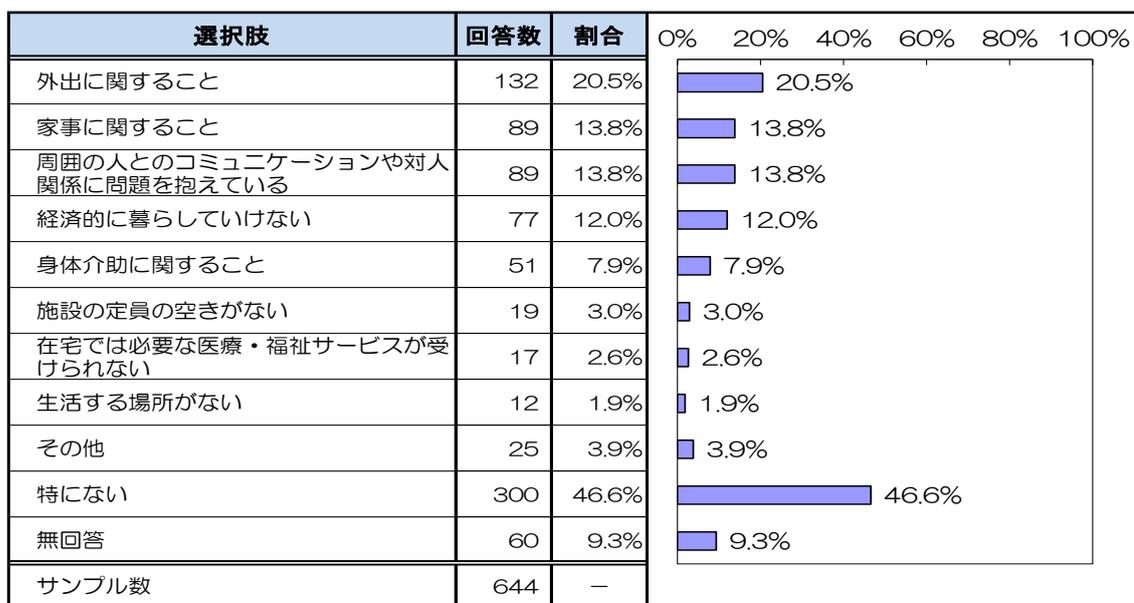
※複数回答可

⑤ 相談支援

ア) 抱えている困りごと

・障がい者調査

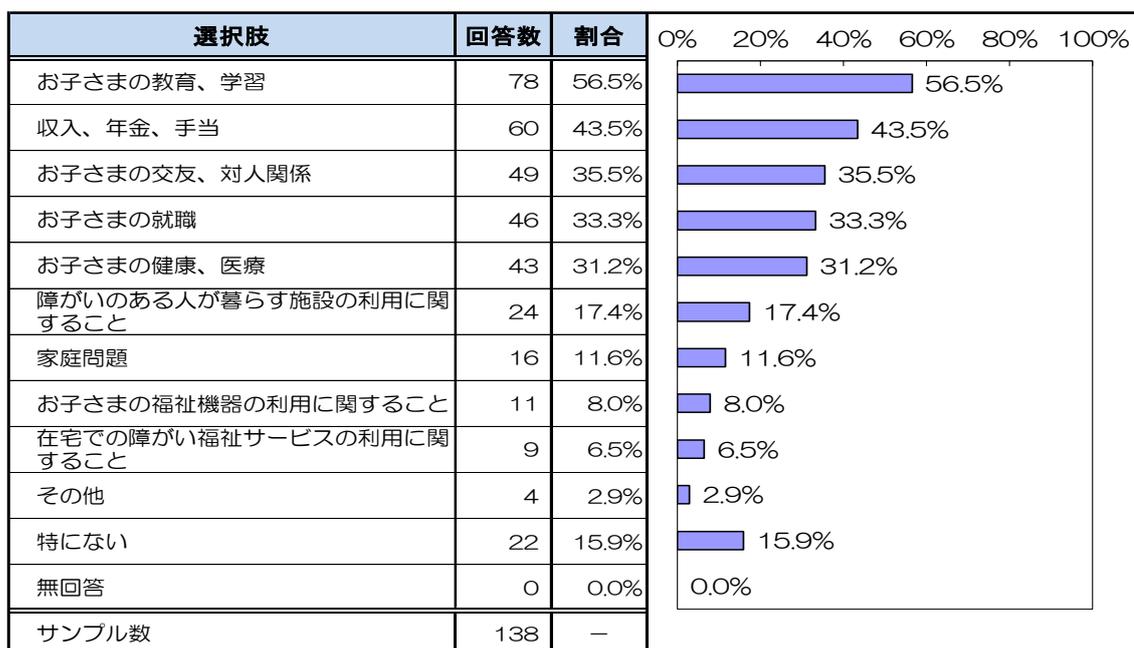
「特にない」が46.6%と最も高くなっていますが、具体的な困りごととしては、「外出に関すること」が20.5%と最も高く、次いで、「家事に関すること」「周囲の人とのコミュニケーションや対人関係に問題を抱えている」の13.8%となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「お子さまの教育、学習」が56.5%と最も高く、次いで、「収入、年金、手当」の43.5%、「お子さまの交友、対人関係」の35.5%の順となっています。

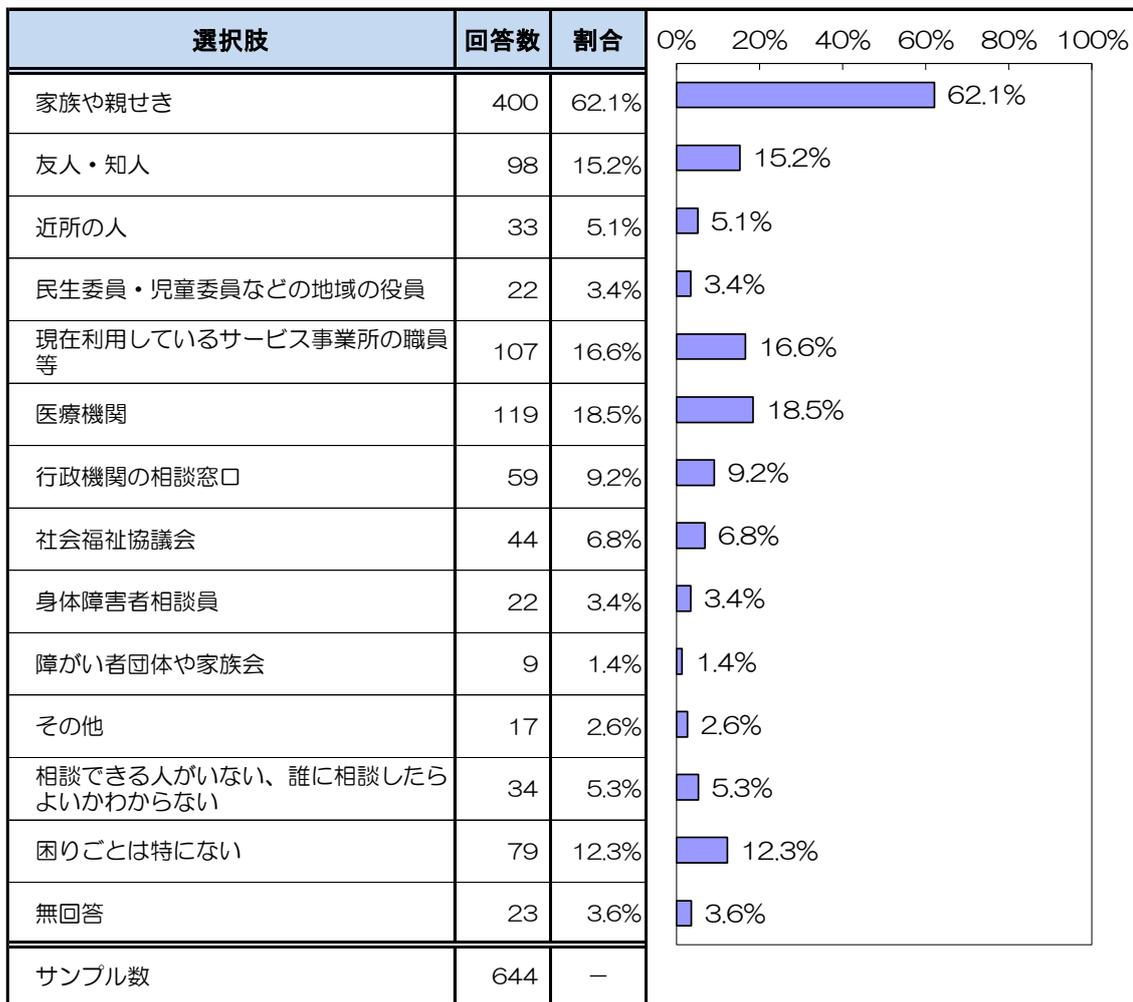


※複数回答可

イ) 相談相手

・障がい者調査

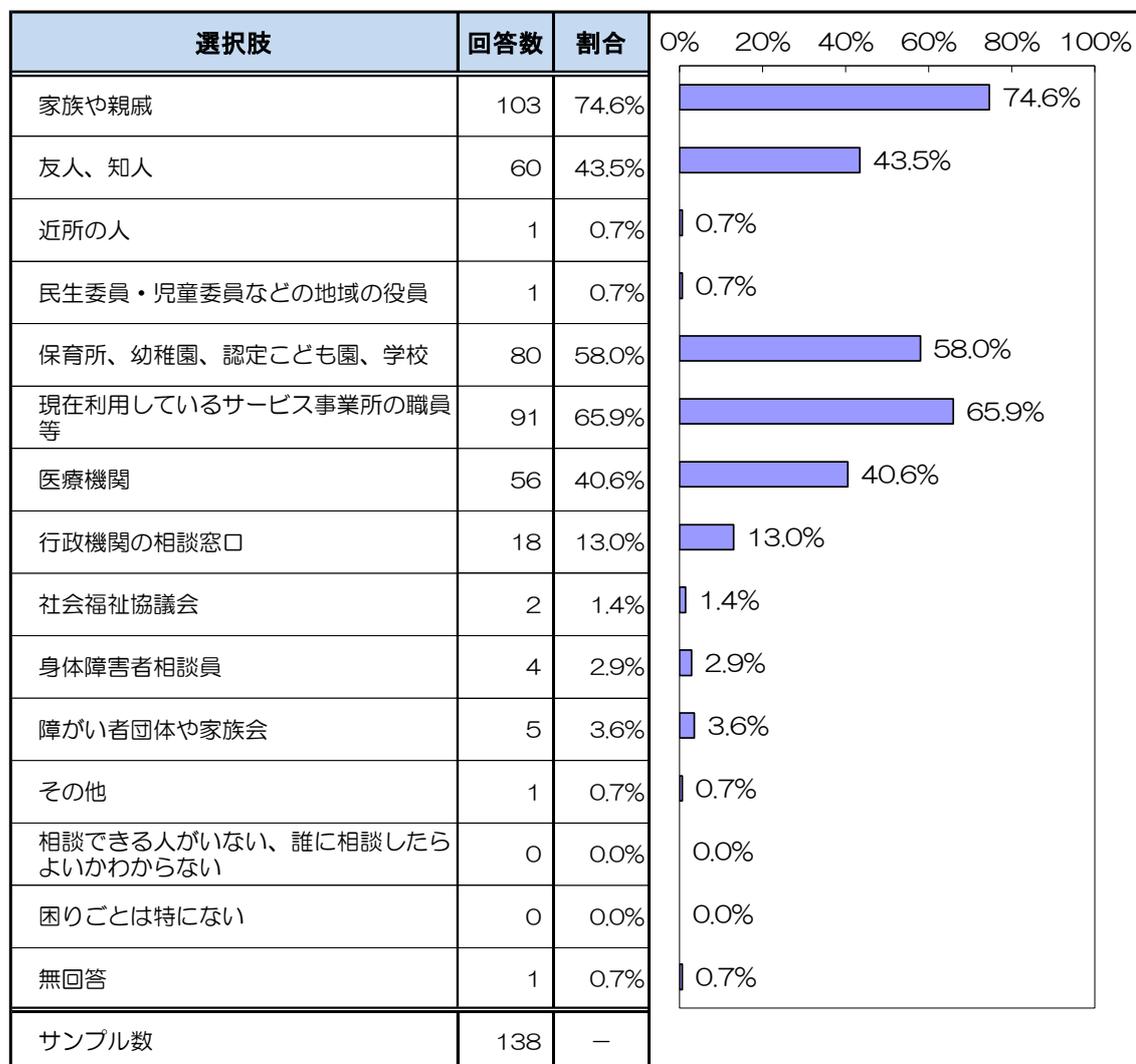
「家族や親せき」が62.1%と最も高くなっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「家族や親戚」が74.6%と最も高く、次いで、「現在利用しているサービス事業所の職員等」の65.9%、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校」の58.0%の順となっています。



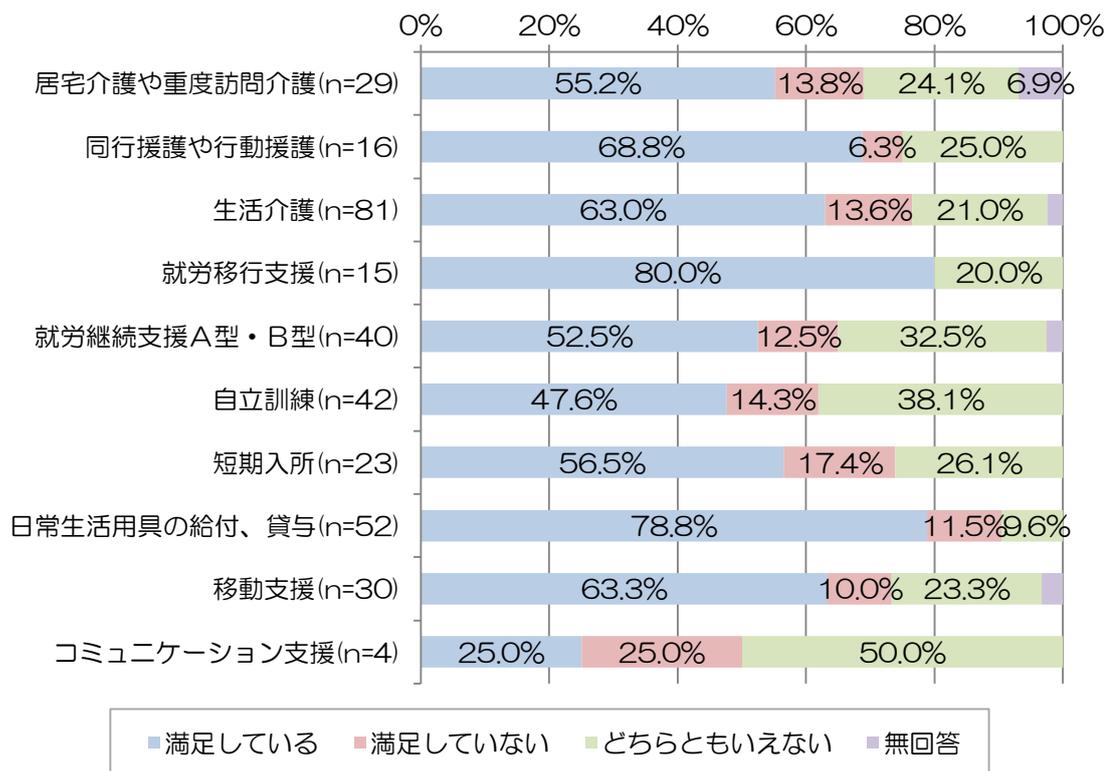
※複数回答可

⑥ 障がい福祉サービス等

ア) サービスの利用満足度

・障がい者調査

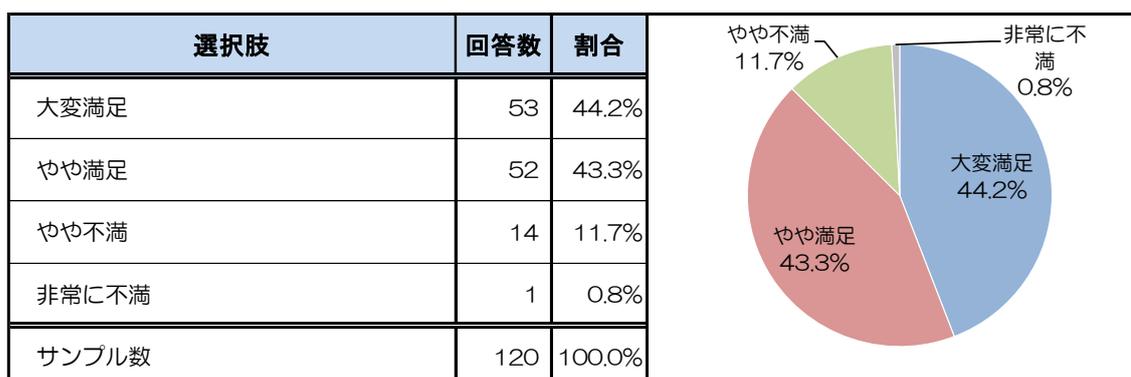
利用サービスごとの利用満足度について、「満足している」への回答割合が高い順に、「就労移行支援」「日常生活用具の給付、貸与」「同行援護や行動援護」となっており、「満足していない」への回答割合が高い順に「コミュニケーション支援」「短期入所」「自立訓練」の順となっています。



※nは、各サービスについて「利用している」と回答した人数

・障がい児調査

利用サービス全体の利用満足度について、「大変満足」「やや満足」を合わせた割合が87.5%となっています。

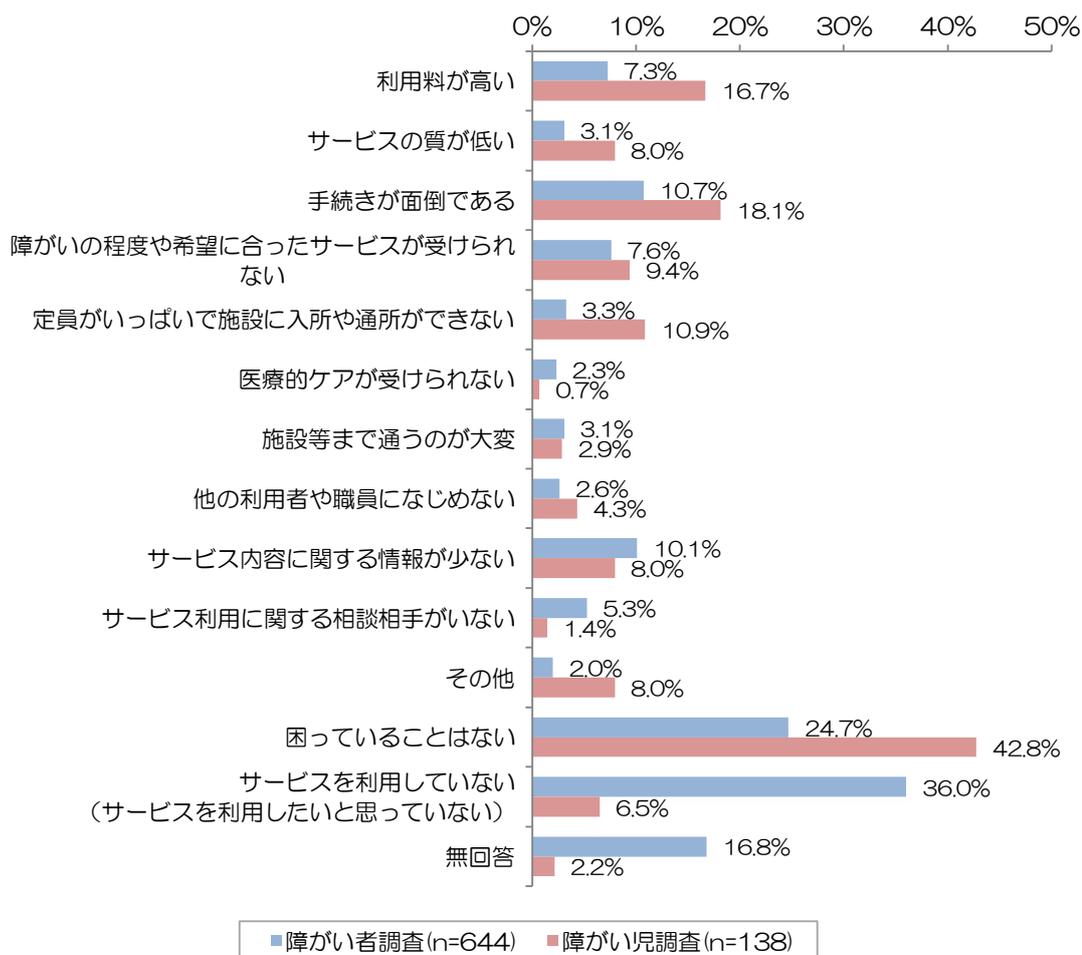


※「現在サービスを利用していない」「無回答」を除外

イ) サービス利用に係る困りごと

具体的な困りごとについて、障がい者調査では、「手続きが面倒である」が 10.7%と最も高く、次いで、「サービス内容に関する情報が少ない」の 10.1%の順となっています。

障がい児調査では、「手続きが面倒である」が 18.1%と最も高く、次いで、「利用料が高い」の 16.7%、「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」の 10.9%の順となっており、両調査において、「手続きが面倒である」への回答割合が最も高くなっています。

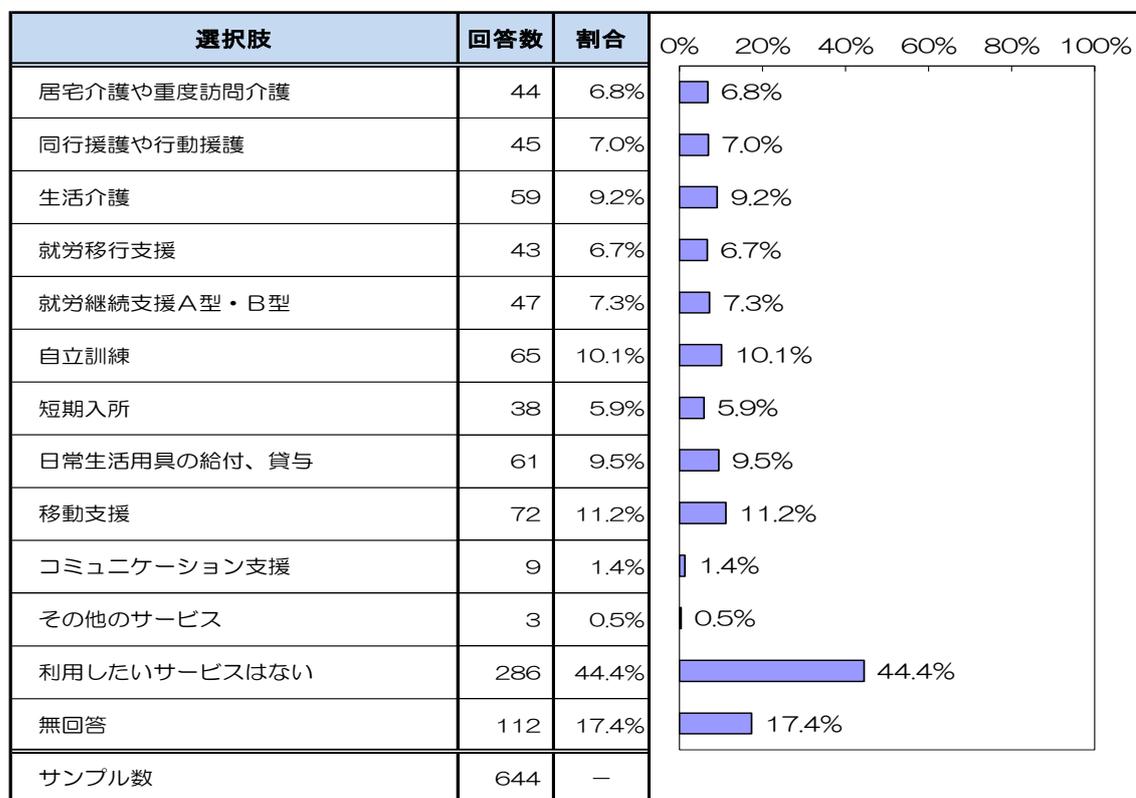


※複数回答可

ウ) 今後利用を希望するサービス

・障がい者調査

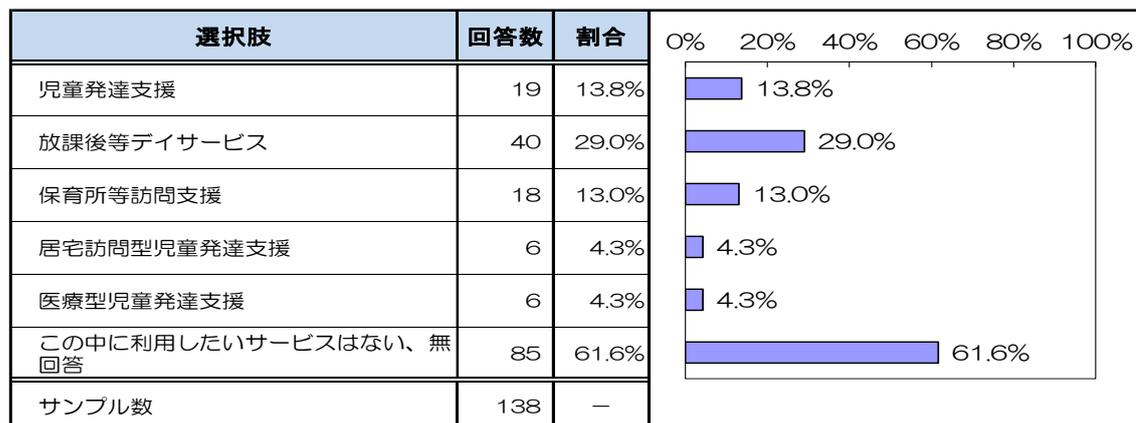
「利用したいサービスはない」が 44.4%と最も高くなっていますが、具体的に利用を希望するサービスとしては、「移動支援」が 11.2%と最も高く、次いで、「自立支援」の 10.1%、「日常生活用具の給付、貸与」の 9.5%の順となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「この中に利用したいサービスはない、無回答」が 61.6%と最も高くなっていますが、具体的に利用を希望するサービスとしては、「放課後等デイサービス」が 29.0%と最も高く、次いで、「児童発達支援」の 13.8%、「保育所等訪問支援」の 13.0%の順となっています。



※複数回答可

(4) 障がい福祉サービス等事業所アンケート調査結果（抜粋）

① サービスの提供状況と利用動向

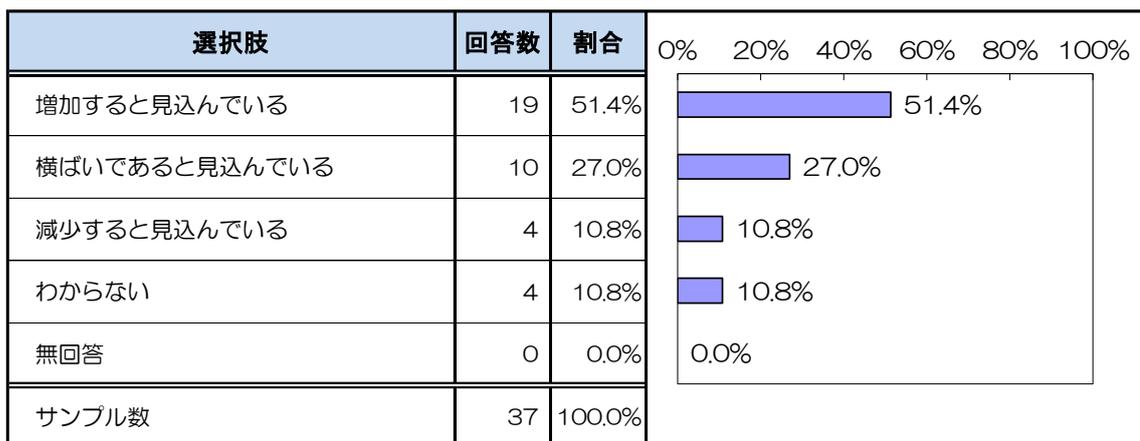
ア) 過去1年間に受け入れ（事業提供）できなかったことの有無

「ある」と回答した割合は21.6%となっています。



イ) 今後のニーズ量の見込み

「増加すると見込んでいる」と回答した割合が51.4%、「減少すると見込んでいる」と回答した割合が10.8%となっています。



② 今後の事業展開

ア) 今後の事業の方針

「事業を拡大する」が 24.3%、「事業を維持する」が 70.3%となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
事業を拡大する	9	24.3%	24.3%
事業を維持する	26	70.3%	70.3%
事業を縮小する	0	0.0%	0.0%
わからない	2	5.4%	5.4%
無回答	0	0.0%	0.0%
サンプル数	37	100.0%	

イ) 事業拡大における課題

「職員の確保が困難である」が 86.5%と最も高く、次いで、「報酬単価が低く、採算性に不安がある」の 35.1%、「現状で利用者が確保できていない」の 27.0%の順となっています。

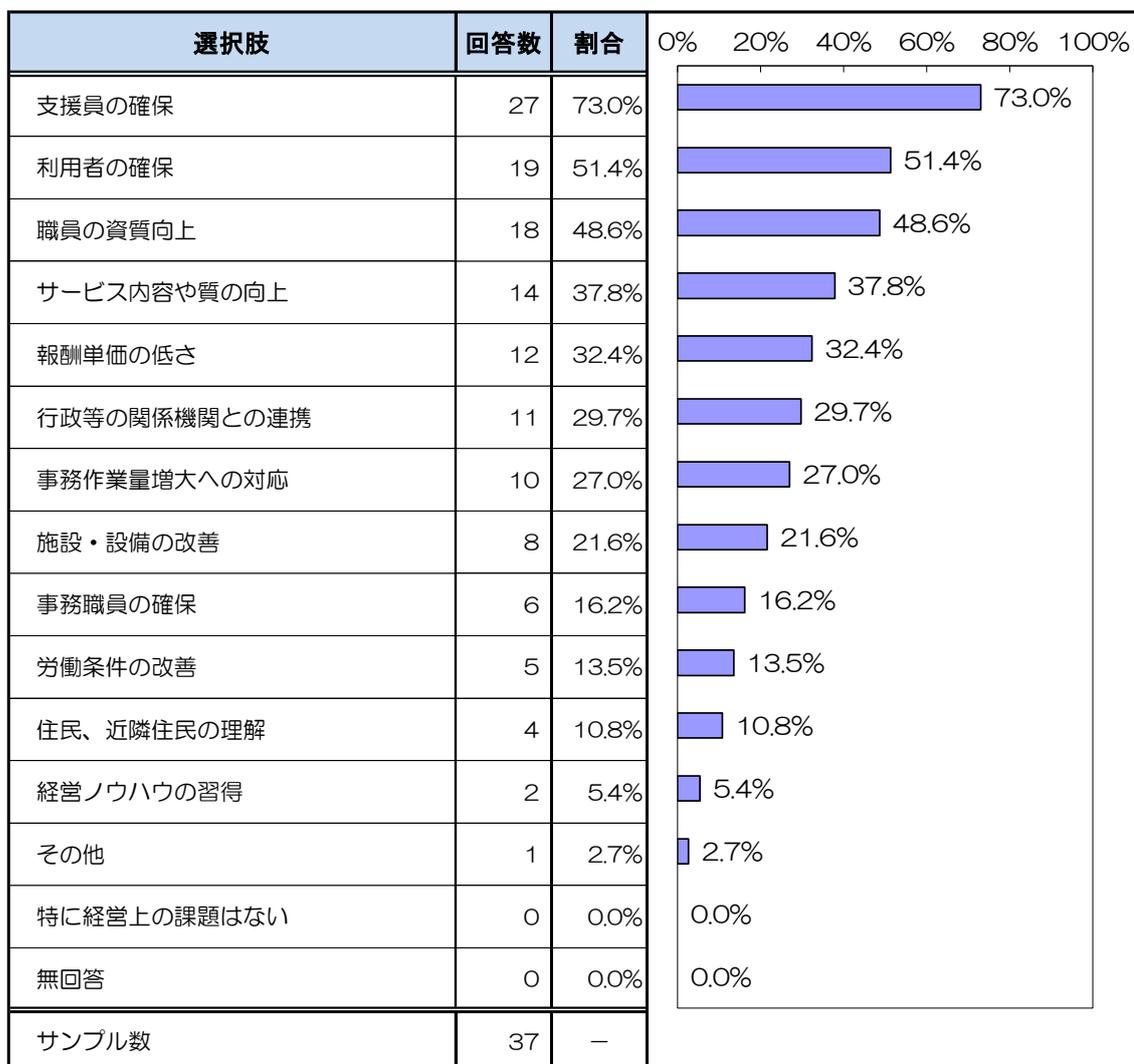
選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
職員の確保が困難である	32	86.5%	86.5%
報酬単価が低く、採算性に不安がある	13	35.1%	35.1%
現状で利用者が確保できていない	10	27.0%	27.0%
現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向、計画がない	8	21.6%	21.6%
拡大意向、計画があり、特に問題点もない	3	8.1%	8.1%
事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である	3	8.1%	8.1%
事業の拡大に見合った、今後の利用者確保の目処がたたない	2	5.4%	5.4%
その他	2	5.4%	5.4%
特に課題はない	0	0.0%	0.0%
わからない、定員の増員や新規参入を計画・実行することはないと思う	0	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%
サンプル数	37	—	

※複数回答可

③ 事業運営における課題と必要な支援

ア) 事業運営における経営上の課題

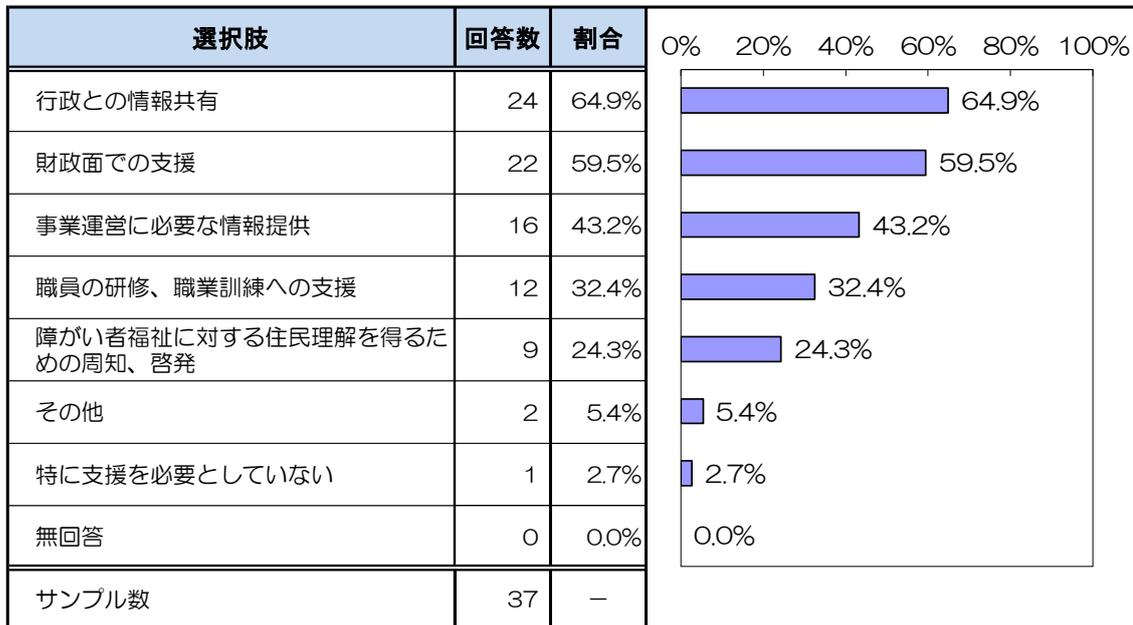
「支援員の確保」が73.0%と最も高く、次いで、「利用者の確保」の51.4%、「職員の資質向上」の48.6%の順となっています。



※複数回答可

イ) 事業運営にあたって必要な行政等の支援

「行政との情報共有」が64.9%と最も高く、次いで、「財政面での支援」の59.5%、「事業運営に必要な情報提供」の43.2%の順となっています。



※複数回答可

第3章 前期計画の実施状況

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」において定めた成果目標及び各活動指標の進捗状況等は以下のとおりです。

1 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域移行者」及び「施設入所者」に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【地域移行者】 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者（105人）のうち5人が地域生活へ移行する。	2人 目標対比▲3人
【施設入所者】 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の105人から5人削減した100人とする。	102人 目標対比+2人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和3年度に地域生活支援拠点等の整備が完了し、「地域生活支援拠点等の整備」に関する成果目標について目標を達成するとともに、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」に関する成果目標についても、目標を達成できました。

目標	実績値（見込）
【地域生活支援拠点等の整備】 令和3年度末までに、地域生活支援拠点等を1か所圏域整備する。	令和3年度に 1か所圏域整備
【地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討】 年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。	1回 目標対比±0回

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

「保育所等訪問支援」に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっている一方、「児童発達支援センター」に関する成果目標については、目標を達成できない見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【児童発達支援センター】 令和5年度末の児童発達支援センターの整備箇所数（圏域）を3か所とする。	2か所 目標対比▲1か所
【保育所等訪問支援】 令和5年度末時点において、保育所等訪問支援を利用できる体制を確保（維持）する。	確保有

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 令和5年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所圏域確保（維持）する。	1か所 目標対比±0か所
【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 令和5年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所圏域確保（維持）する。	1か所 目標対比±0か所

③ 医療的ケア児のための協議の場の設置等

「保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場」及び「コーディネーターの配置」に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場】 令和5年度末までに、関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域設置する。	設置有
【コーディネーターの配置】 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域配置する。	配置有

(4) 相談支援体制の充実・強化等

「総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制」に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制】 令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を圏域確保する。	確保有

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① サービスの質の向上を図るための体制の構築

「サービスの質の向上を図るための体制」に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【サービスの質の向上を図るための体制】 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。	構築無

② サービスの質の向上させるための取組

「各種研修への職員の参加」及び「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制・共有回数」に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっている一方、「指導監査結果の関係市町村との共有体制・共有回数」に関する成果目標については、目標を達成できない見込みとなっています。

目標	実績値（見込）
【各種研修への職員の参加】 令和5年度の各種研修への職員の参加数を1人とする。	1人 目標対比0人
【障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制】 令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制を構築する。	構築有
【障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数】 令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有回数を1回とする。	1回 目標対比0回
【指導監査結果の関係市町村との共有体制】 令和5年度末までに、指導監査結果の関係市町村との共有体制を構築する。	構築無
【指導監査結果の関係市町村との共有回数】 令和5年度の指導監査結果の関係市町村との共有回数を1回とする。	0回 目標対比▲1回

2 活動指標の進捗状況

活動指標は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援・障がい児相談支援事業等について、サービス見込み量等を定期的に状況確認を行うべき指標として定めたものであり、その進捗状況については以下のとおりです。

(1) 障がい福祉サービス等

① 訪問系サービス

サービス量の増加を見込みましたが、増加が見られなかったため、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	計画	49人 1,110時間	50人 1,140時間	50人 1,140時間
	実績	37人 760時間	36人 732時間	39人 965時間
重度障害者等包括支援 同行援護				

※数値は1月あたり。(特記のない場合は以下同様)。

令和5年度の実績は年度途中の実績を踏まえた見込値(以下同様)。

② 日中活動系サービス

「就労移行支援」について、計画値を大きく上回る水準で推移しています。

「生活介護」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が見られなかったため、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	184人 3,496人日	184人 3,496人日	184人 3,496人日
	実績	173人 3,459人日	170人 3,425人日	166人 3,420人日
自立訓練(機能訓練)	計画	1人 14人日	1人 14人日	1人 14人日
	実績	1人 9人日	1人 22人日	1人 23人日
自立訓練(生活訓練)	計画	7人 130人日	8人 148人日	8人 148人日
	実績	4人 83人日	6人 122人日	11人 174人日

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	計画	8人 136人日	9人 153人日	9人 153人日
	実績	16人 266人日	19人 327人日	19人 350人日
就労継続支援（A型）	計画	10人 200人日	12人 240人日	15人 300人日
	実績	4人 57人日	8人 135人日	9人 175人日
就労継続支援（B型）	計画	130人 2,340人日	133人 2,394人日	135人 2,430人日
	実績	127人 2,181人日	139人 2,407人日	153人 2,750人日
就労定着支援	計画	6人	6人	6人
	実績	4人	4人	2人
療養介護	計画	7人	8人	8人
	実績	7人	6人	6人
短期入所（福祉型）	計画	26人 338人日	28人 364人日	28人 364人日
	実績	29人 245人日	26人 205人日	34人 279人日
短期入所（医療型）	計画	1人 12人日	1人 12人日	1人 12人日
	実績	0人 0人日	1人 1人日	0人 0人日

③ 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が想定を下回り、計画値を下回る水準で推移しています。

「施設入所支援」について、サービス量の減少を見込みましたが、減少が想定を下回り、令和5年度の見込値は計画値を上回っています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	90人	92人	95人
	実績	87人	86人	92人
施設入所支援	計画	103人	102人	100人
	実績	106人	102人	102人

④ 相談支援

「計画相談支援」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が想定を上回り、計画値を上回る水準で推移しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が見られなかったため、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	85人	92人	95人
	実績	91人	95人	100人
地域移行支援	計画	4人	5人	6人
	実績	2人	0人	0人
地域定着支援	計画	1人	2人	2人
	実績	1人	0人	0人

⑤ 地域生活支援拠点等

「設置箇所数」については、計画どおり、令和3年度に設置を行うことができました。

「検証・検討の実施回数」について、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
検証・検討の実施回数	計画	(年)1回	(年)2回	(年)2回
	実績	(年)1回	(年)1回	(年)1回

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がい者の共同生活援助の利用者数」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が想定を上回り、計画値を上回る水準で推移しています。

それ以外の活動指標については、計画値と同水準もしくは下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	0回	1回	2回
	実績	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	0人	3人	6人
	実績	0人	0人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	0回	0回	1回
	実績	0回	0回	0回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	計画	4人	5人	6人
	実績	1人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	計画	1人	2人	2人
	実績	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	計画	16人	17人	18人
	実績	18人	20人	20人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	1人

※数値は年間あたり。

⑦ 相談支援体制の充実・強化のための取組－地域の相談支援体制の強化

「地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言」について、計画値を上回る水準で推移しています。

「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」「地域の相談機関との連携強化の取組実施」について、実施できておらず、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言	計画	1件	1件	1件
	実績	2件	3件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	計画	0件	1件	2件
	実績	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組実施	計画	2回	3回	3回
	実績	0回	0回	0回

※数値は年間あたり。

⑧ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

「指導監査結果の関係市町村との共有」について、実施できておらず、計画値を下回りました。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	計画	0回	0回	1回
	実績	0回	0回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有	計画	0回	0回	1回
	実績	0回	0回	0回

※数値は年間あたり。

(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

「放課後等デイサービス」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が想定を上回り、計画値を上回る水準で推移しています。

「児童発達支援」について、サービス量の増加を見込みましたが、増加が見られなかったため、計画値を下回る水準で推移しています。

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	140人 1,250人日	150人 1,350人日	160人 1,450人日
	実績	145人 1,220人日	139人 1,034人日	130人 1,047人日
医療型児童発達支援	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	計画	135人 1,755人日	145人 1,885人日	155人 2,015人日
	実績	143人 1,759人日	165人 2,022人日	181人 2,214人日
保育所等訪問支援	計画	50人 75人日	60人 90人日	70人 105人日
	実績	32人 34人日	36人 41人日	40人 49人日
居宅訪問型児童発達支援	計画	1人 2人日	2人 4人日	3人 6人日
	実績	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
障害児相談支援	計画	75人	85人	95人
	実績	75人	79人	94人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画	0人	0人	1人
	実績	1人	1人	1人

第4章 基本的理念等

1 基本的理念

本計画について、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を図ります。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことを支えるため、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応するため、下記の点に配慮したうえで推進します。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

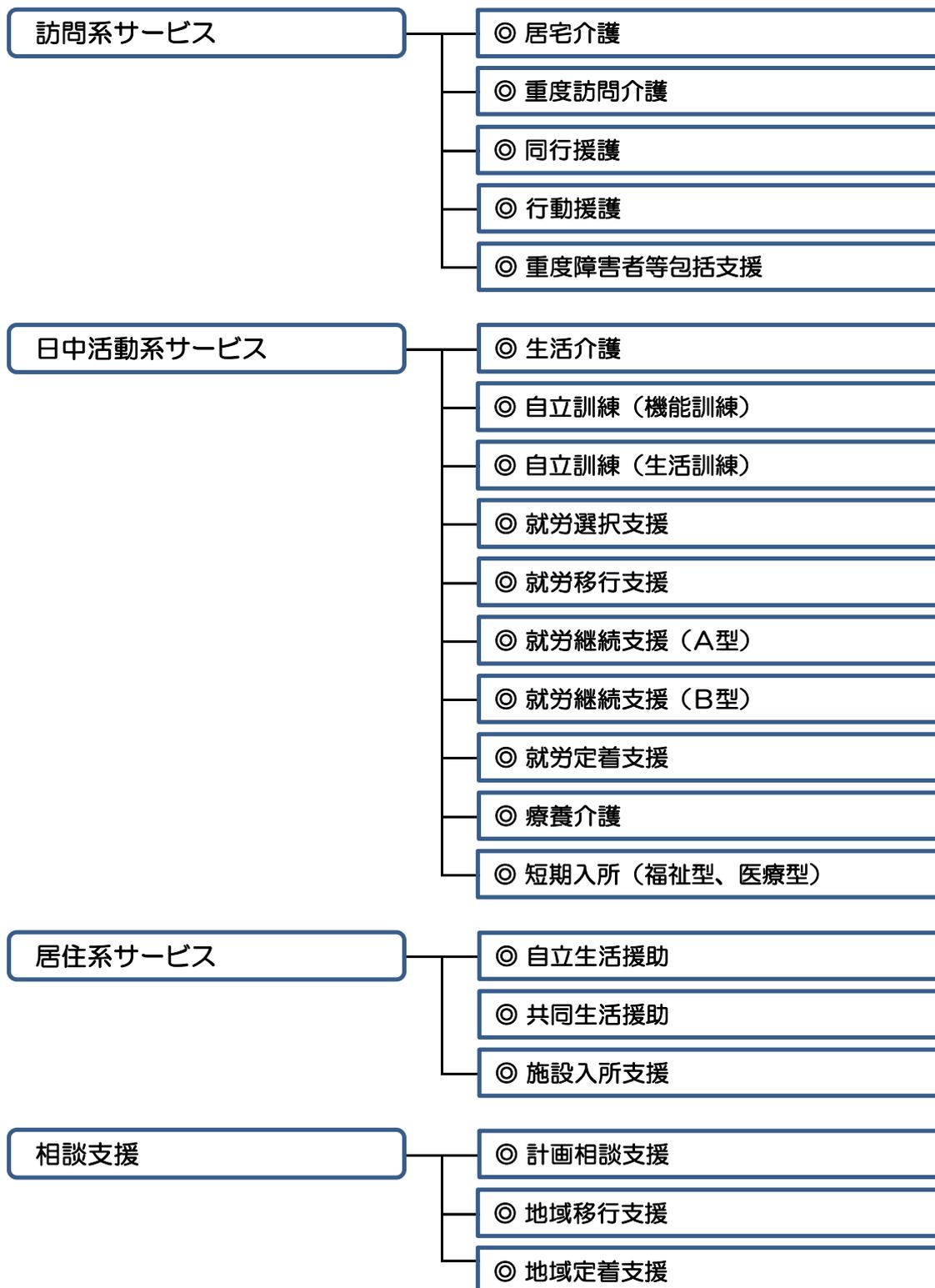
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援について、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮したうえで推進します。

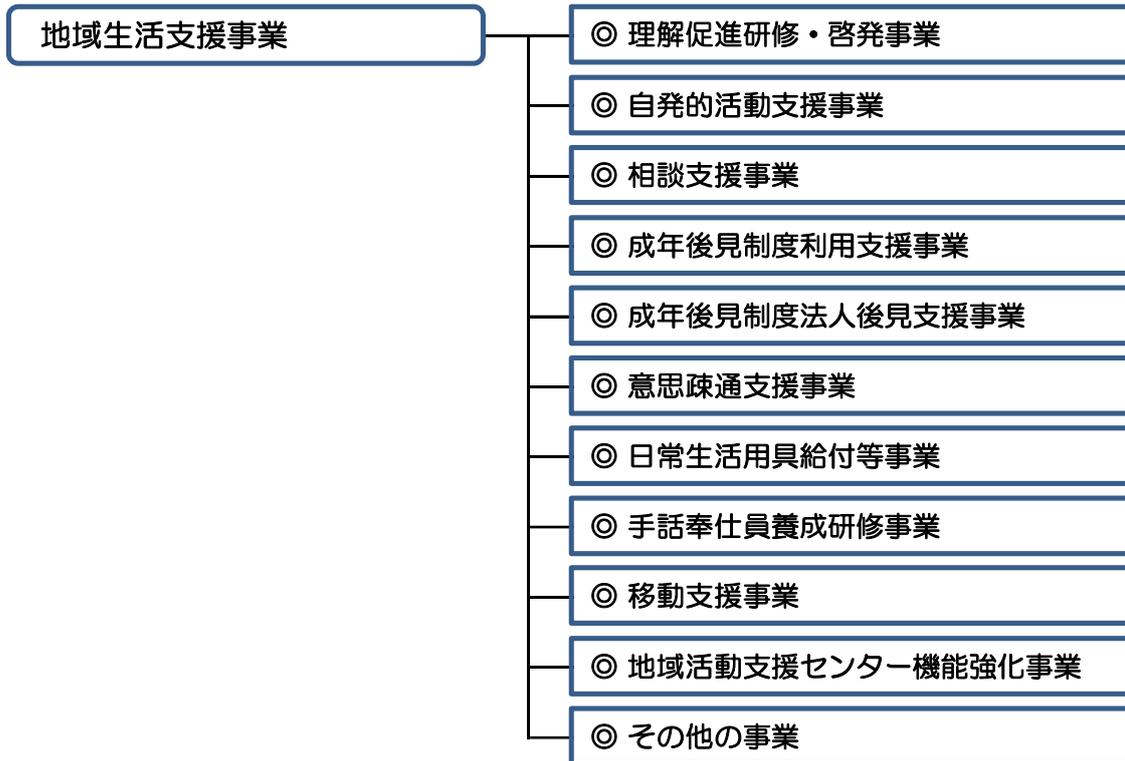
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

5 事業の全体像

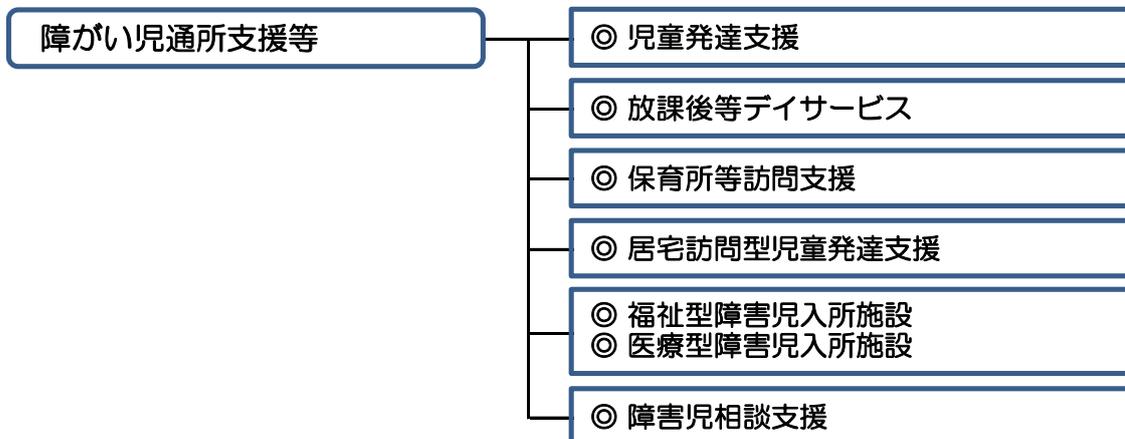
(1) 自立支援給付（障害者総合支援法）



(2) 地域生活支援事業（障害者総合支援法）



(3) 障がい児通所支援・障がい児相談支援（児童福祉法）



第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がいのうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定するとともに、令和8年度末における施設入所者数の目標値を設定します。

目標設定の考え方	国の基本指針及び本市の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者のうち、6人以上が地域生活に移行することを目標とします。 また、令和8年度末時点の施設入所者数について、令和4年度末時点の施設入所者（103人）から、6人以上削減した97人以下とすることを目標とします。	
	現状	令和4年度末時点の施設入所者数 103人
	目標	地域生活移行者数 （令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数） 6人 令和8年度末時点の施設入所者数 97人

2 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討回数の目標値を設定します。

また、強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることについて目標を設定します。

目標設定の考え方	本市では、令和3年度に地域生活支援拠点等の圏域整備が完了していることから、国の基本指針に基づき、年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行うことを目標とします。	
	また、令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制を構築することを目標とします。	
目標	計画期間における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回以上
	令和8年度末時点の強度行動障がいをもつ障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	体制有

3 福祉施設から一般就労への移行・定着

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定します。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

目 標 設 定 の 考 え 方	<p>国の基本指針及び本市の実情を踏まえ、令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数の目標値を4人とするとともに、就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数をそれぞれ3人、1人とします。</p> <p>また、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合の目標値を50%とします。</p> <p>さらに、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数の目標値を6人とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合の目標値を100%とします。</p>		
	現状	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	2人
		令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人
		令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人
		令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	4人
	目標	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	4人
		令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人
		令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人
		令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%
		令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	6人
令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合		100%	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末における児童発達支援センターの設置数の目標値を設定します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することについて目標を設定します。

目標設定の考え方	本市では既に、児童発達支援センターを2か所圏域設置していることを踏まえ、令和8年度末時点における児童発達支援センターの設置数について、現状の2か所を維持することを目標とします。 また、基本指針に基づき、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標とします。	
	現状	令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数 2か所 (圏域設置)
	目標	令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数 2か所 (圏域設置) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無 体制有

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数の目標値を設定します。

目標設定の考え方	本市では既に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ圏域で確保していることを踏まえ、令和8年度末時点における設置数について、現状の1か所をそれぞれ維持することを目標とします。		
	現状	令和5年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所 (圏域設置)
		令和5年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (圏域設置)
	目標	令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所 (圏域設置)
令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		1か所 (圏域設置)	

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについて目標を設定します。

目標設定の考え方	本市では既に、「関係機関等が連携を図るための協議の場」を圏域設置しているとともに、「医療的ケア児等に関するコーディネーター」を圏域配置していることを踏まえ、令和8年度末時点においても、現状の体制をそれぞれ維持しつつ、その体制の充実を図ることを目指します。		
	現状	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の有無	設置有 (圏域設置)
		令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	配置有 (圏域配置)
	目標	令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の有無	設置有 (圏域設置)
令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無		配置有 (圏域配置)	

5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度における基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制について目標を設定します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することについて目標を設定します。

目標設定の考え方	本市では、令和3年度にえびの市・高原町との基幹相談支援センターの共同設置が完了していることから、国の基本指針に基づき、「基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制」や「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及びこれらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保」に関する目標をそれぞれ定めます。		
	目標	令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	16件
		令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	1件
		令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回
		令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回
		令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人
		令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	2回
		令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	34か所
		令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	4部会
		令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	24回

6 障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組（障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する事項を実施する体制を構築することについて目標を設定します。

目標設定の考え方	国の基本指針に基づき、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとし、これらに関する目標をそれぞれ定めます。		
	目標	令和8年度の県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	1人
		令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	体制有
		令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回
		令和8年度末時点における指導監査結果を関係市町村と共有する体制の有無	体制有
		令和8年度の指導監査結果を関係市町村と共有する場の実施回数	年1回以上

第6章 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み等

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

1 障がい福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・障害支援区分が区分 1 以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人(障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆、代読含む)や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	・常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② サービス利用実績・見込量

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人/月	34	33	35	36	37	38
	時間/月	679	669	743	764	785	807
重度訪問介護	人/月	1	1	2	2	2	2
	時間/月	49	44	208	250	270	300
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	7	7	8	8	8	8
同行援護	人/月	1	1	1	2	3	3
	時間/月	25	12	6	20	33	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下同様）。

③ 確保方策等

サービス量の増加を見込んでいる「居宅介護」を中心に、サービス提供体制の量的・質的確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人	身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	・就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援もしくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とする人	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	・就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人 	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 	<p>一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。</p>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人 (1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人 	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所(福祉型)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分が区分1以上の人 ・障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童 	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所(医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ・遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等 	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>

② サービス利用実績・見込量

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	173	170	166	184	184	184
	人日/月	3,459	3,425	3,420	3,680	3,680	3,680
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	22	23	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	6	11	14	17	20
	人日/月	83	122	174	295	350	420
就労選択支援	人/月				0	5	10
就労移行支援	人/月	16	19	19	21	22	26
	人日/月	266	327	350	387	424	479
就労継続支援（A型）	人/月	4	8	9	14	18	22
	人日/月	57	135	175	255	330	400
就労継続支援（B型）	人/月	127	139	153	165	175	185
	人日/月	2,181	2,407	2,750	3,043	3,227	3,411
就労定着支援	人/月	4	4	2	4	5	6
療養介護	人/月	7	6	6	6	6	6
短期入所（福祉型）	人/月	29	26	34	41	45	45
	人日/月	245	205	279	336	369	369
短期入所（医療型）	人/月	0	1	0	1	1	1
	人日/月	0	1	0	12	12	12

③ 確保方策等

多くのサービスでサービス量が増加傾向で推移しています。

サービス量が特に増加傾向で推移している「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」を中心に、サービス提供体制の量的・質的確保に努めるとともに、新たに創設された「就労選択支援」についても、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	・障がい者(身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日まで障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	・生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ・自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② サービス利用実績・見込量

区分	単位	実績値			計画値(活動指標)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	87	86	92	96	101	105
施設入所支援	人/月	106	102	102	102	100	97

③ 確保方策等

地域における居住の場の一つとして、「共同生活援助(グループホーム)」の提供体制の確保に努めるとともに、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。

(4) 相談支援

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する全ての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者 	<p>サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障がい者 	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者 	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

② サービス利用実績・見込量

区分	単位	実績値			計画値(活動指標)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	91	95	100	102	105	108
地域移行支援	人/月	2	0	0	1	3	6
地域定着支援	人/月	1	0	0	0	1	2

③ 確保方策等

障がい福祉サービス等に対するニーズの増加を受け、「計画相談支援」のサービス量が増加傾向で推移しており、今後もサービス量の増加を見込んでいることから、サービス提供体制の量的・質的確保に努めます。

また、施設入所者等の地域移行が課題となっていることから、地域生活支援拠点等の機能充実等を通じて、地域で安心して生活できる環境を整備するなど、地域移行の促進を図ります。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、実施を市で判断することができる任意事業があり、利用状況・ニーズ等を勘案しながら事業を推進します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	—	無	無	無	無	無	有

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障がい福祉サービスの利用支援などを行います。

また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

・ 障がい者相談支援事業

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

・ 基幹相談支援センター

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
設置の有無	—	有	有	有	有	有	有

② 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	—	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数	人/年	1	2	1	2	2	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

・手話通訳者・要約筆記者派遣事業

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用件数	件/年	105	124	120	130	135	140

(7) 日常生活用具給付事業

特殊寝台や特殊マット等の「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等の「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計等の「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭等の「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具等の「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	1	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	12	9	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	8	8	8	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	4	5	6	6
排せつ管理支援用具	件/年	1,626	1,556	1,568	1,572	1,574	1,574
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	4	4	4	4

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
修了者数	人/年	23	33	43	50	55	60

(9) 移動支援事業

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	44	51	66	67	68	69
利用時間	時間/月	267	307	400	406	412	418

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

① 地域活動支援センター事業Ⅰ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	12	12	12	15	15	15

② 地域活動支援センター事業Ⅱ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

・小林市事業所利用分

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	4	4	4	4	5	6

・他市町村事業所利用分

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1

③ 地域活動支援センター事業Ⅲ型

おおむね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	9	10	10	11	12	12

(11) その他の地域生活支援事業

① 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に、入浴サービスを行うことにより、入浴が困難な人の健康増進や衛生の保持並びに家族の負担軽減を図ります。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	2	2	3	3	3	3

② 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	28	29	30	32	33	35

③ 自動車運転免許取得助成

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、社会活動への参加を促進します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	0	0	1	1	1	1

④ 自動車改造助成

障がい者に対し、自動車の改造（ハンドル旋回補助グリップ、左アクセルの付け替え等）に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	1	1	3	2	2	2

3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

(1) 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

(2) サービス利用実績・見込量

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人/月	145	139	130	150	160	170
	人日/月	1,120	1,034	1,047	1,350	1,450	1,550
放課後等デイサービス	人/月	143	165	181	202	229	257
	人日/月	1,759	2,022	2,214	2,498	2,832	3,179
保育所等訪問支援	人/月	32	36	40	45	51	57
	人日/月	34	41	49	55	62	70
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	75	79	94	100	110	120

(3) 確保方策等

サービス量が増加傾向で推移している「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」を中心に、サービス提供体制の量的・質的確保に努めます。

4 その他の活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	0	1	1	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	0	0	8	8	8	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/月	18	20	20	21	22	23
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の自立自立訓練（生活訓練）利用者数	人/月	0	2	1	4	4	4

(2) 地域生活支援拠点等

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
設置箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置数	人	1	1	1	1	1	1
検証・検討の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	1	1	1	1	1	1

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	—	有	有	有	有	有	有
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	2	3	2	16	16	16
相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	件/年	0	0	1	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	12	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	2	3	4	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	1	1	1	1	1
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	0	0	0	2	2	2
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	か所	0	0	0	34	34	34

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立支援協議会における専門部会の設置数	部会	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会における専門部会の実施回数	回/年	16	23	23	24	24	24

(5) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加延べ人数	人/年	0	0	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	—	無	無	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1

第7章 計画の推進

1 障がい者を支える体制づくり

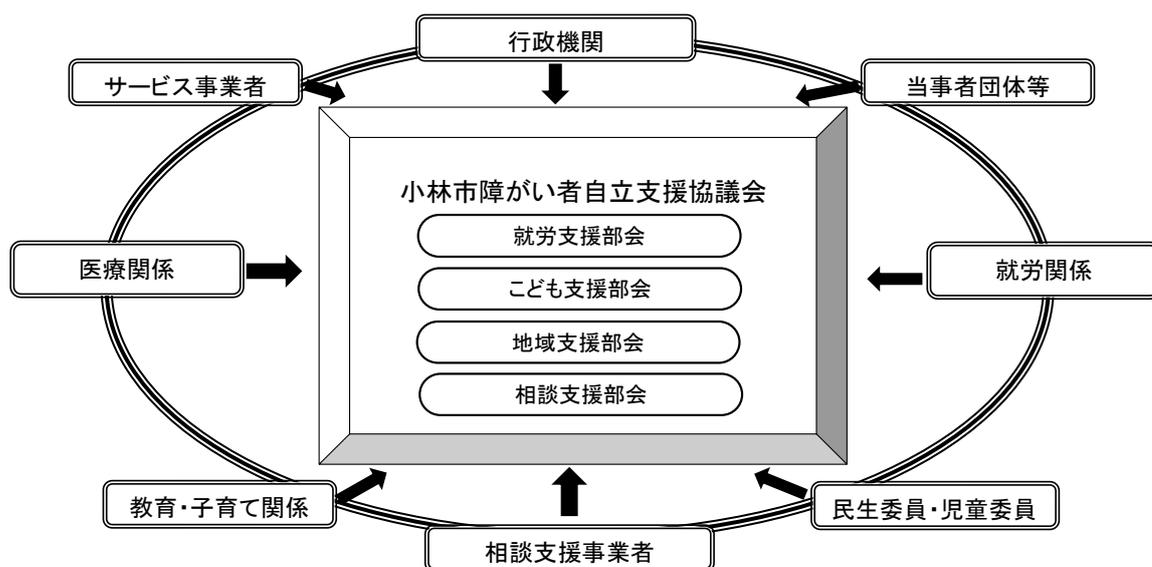
障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築とともに、地域全体で障がい者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワーク構築、強化することが重要です。

このため、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される小林市障がい者自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、市や相談事業所が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用・保健を含めた関係者が地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

自立支援協議会がその役割を果たすために、専門部会を設け関係者間の連携を図っていきます。

- ・小林市障がい者自立支援協議会の組織図（イメージ図）



2 計画の推進体制

(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要です。

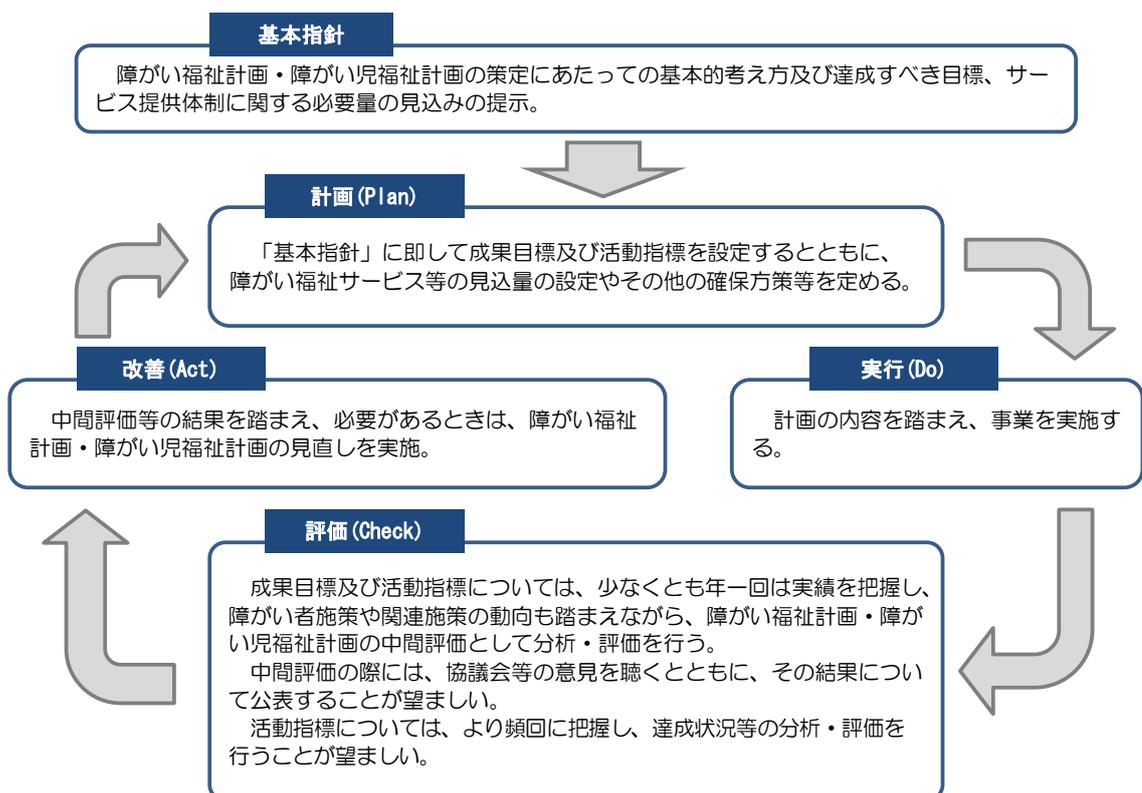
(2) 本計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、本計画における PDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

○目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。

○計画の変更や事業の見直し等を行う際には、小林市障がい者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

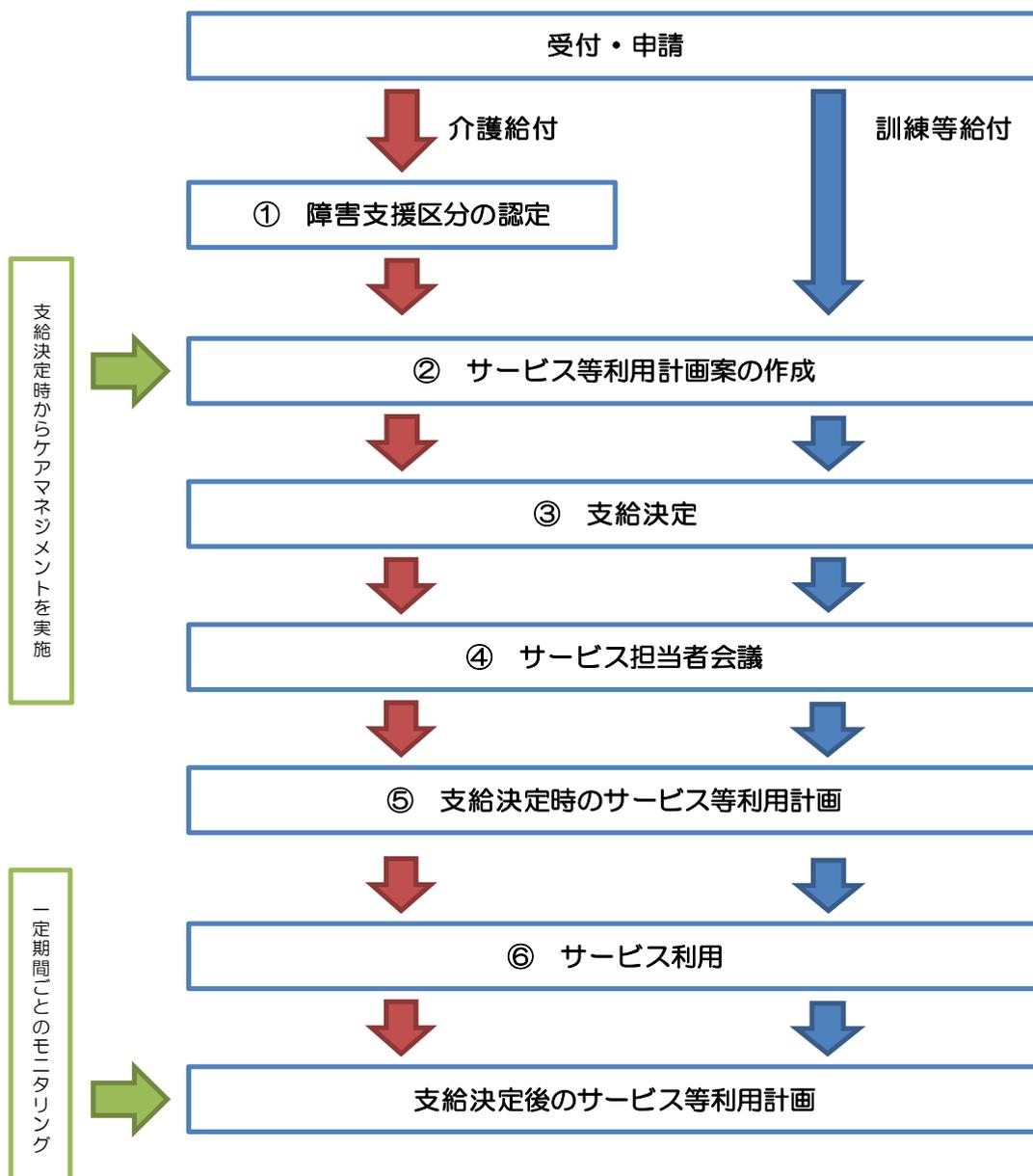
・障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

(1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、市の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②市は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市に提出します。
- ③市は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。



(2) サービスの質の確保

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

(3) 苦情処理システムの確立

障がい者は、市が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

障がい者自立支援協議会や市の窓口等でも対応できるようにします。

(4) 障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報

市民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

○広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

○障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

(5) 情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。

このため、行政と各関係機関及び市民が情報共有を図ります。

(6) 人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

4 関連機関等との連携及び調整

(1) 小林市障がい者自立支援協議会によるサービス事業者等に対する支援と調整

小林市障がい者自立支援協議会を、地域ネットワークの中核として、サービス事業者との必要な情報の共有や情報交換及びサービス提供について調整等を行います。

(2) 地域の各関連機関・関連団体との連携

障がい者関係団体はもちろんのこと、医師会、社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブなど地域における関係団体との連携を強化し、これらの地域の関係団体間のネットワークの構築に努め、地域全体で支えあう協働社会の実現に努めます。

(3) 医療機関との連携

医療機関に対して理解と協力を得ながら積極的に各種施策を展開します。

(4) 行政内部での関係部署との連携体制

障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に対するさまざまなニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療・子育て・教育等の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。

福祉課を中心に、関連する各部署との連携体制を確立し、計画推進に関わる関係部門との連携を強化して、住みやすい地域づくりに努めます。

資料編

1 小林市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、小林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

2 小林市障害者施策推進協議会委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	西諸医師会	事務局長	遊 木 和 敏
2	小林保健所	次長	長 友 和 也
3	小林市社会福祉協議会	会長	吉 丸 政 志
4	小林市社会福祉協議会 須木支所	支所長	前 田 隆 一
5	小林市社会福祉協議会 野尻支所	支所長	下 村 光 伸
6	小林公共職業安定所	所長	中 村 朗 子
7	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一
8	小林市民生委員・児童委員協議会	会長	吉 脇 辰 男
9	小林市あかつき福祉協会	会長	早 田 孝 信
10	小林市視覚障がい者福祉会	会長	山 下 美 智 雄
11	西諸聴覚障がい者協会 小林支部	支部長	徳 永 吉 朗
12	障害者支援施設 日章野菊の里 障害者支援センター	園長	吉 田 耕 二
13	指定障害福祉サービス事業所 ふれあいの里	施設長	小 田 恭 子
14	障害者支援施設 ありの実園	園長	近 見 裕 介
15	障害者支援施設 あさひの里	施設長	倉 掛 祐 有
16	就労継続支援B型事業所 ふれあいさろん「元気」	管理者	紙 屋 正 嗣
17	NPO 法人 あゆみの会	理事長	飯 谷 哲 男
18	NPO 法人 西諸地域活動センター菜の花	施設長	吉 村 洋 子
19	医療法人浩然会 内村病院	精神保健福祉士	窪 谷 く み 子
20	小林市	副市長	鶴 水 義 広
21	小林市	教育長	中 屋 敷 史 生
22	小林市	福祉事務所長	安 楽 究
23	小林市	健康推進課長	小 久 保 圭 子
24	小林市	須木庁舎 住民生活課長	富 永 新 光
25	小林市	野尻庁舎 住民生活課長	今 西 敦 子

3 市内事業所（団体）一覧

(1) 障がい者関係団体

小林市で活動している障がい者関係の団体です。障がいの種類や活動の内容によってさまざまな団体があります。

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市あかつき福祉協会 会長 早田 孝信	小林市細野 4488 番地	TEL 23 - 5407 FAX 23 - 5414
小林市視覚障害者福祉会 会長 山下 美智雄	小林市水流迫 215 番地 14	TEL 24 - 1945 FAX 24 - 1945
西諸聴覚障害者協会小林支部 支部長 徳永 吉朗	小林市堤 108 番地 1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23 - 7060
NPO法人あゆみの会 理事長 飯谷 哲男	小林市細野 4488 番地	TEL 23 - 5407 FAX 23 - 5414
小林市手話通訳者派遣協会 会長 徳永 吉朗	小林市堤 108 番地 1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23 - 7060

(2) 福祉関係公的機関

名 称	所 在 地	電話番号等
宮崎県小林保健所	小林市堤 3020 番地 13	TEL 23 - 3118 FAX 23 - 3119
小林市保健センター	小林市真方 89 番地 1 〔小林市新別館〕	TEL 23 - 0323 FAX 23 - 0325
小林市社会福祉協議会	小林市細野 367 番地 1 〔小林市社会福祉センター〕	TEL 23 - 3466 FAX 22 - 8174
〃 須木支所	小林市須木中原 1741 番地 1 〔せせらぎ館〕	TEL 48 - 2073 FAX 48 - 3097
〃 野尻支所	小林市野尻町東麓 1158 番地 3 〔野尻保健福祉センター〕	TEL 44 - 1206 FAX 44 - 3176
にしもろ基幹相談支援センター	小林市堤 108 番地 1 〔八幡原市民総合センター内〕	TEL 22 - 2373 FAX 22 - 2358
小林市地域包括支援センター	小林市堤 108 番地 1 〔八幡原市民総合センター内〕	TEL 25 - 0707 FAX 25 - 0708
のじり地域包括支援センター	小林市野尻町東麓 1159 番地 3	TEL 44 - 2271 FAX 44 - 2028
小林市西部地域包括支援センター	小林市北西方 7125 番地 1 〔シルバーランド望峰の里内〕	TEL 27 - 2552 FAX 27 - 2561

(3) 障がい福祉サービス事業所

① 訪問系サービス

・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野 367 番地 1 〔小林市社会福祉センター別館〕	TEL 27 - 3733 FAX 22 - 8120
小林市社会福祉協議会 須木支所ヘルパーセンター	小林市須木中原 1741 番地 1 〔せせらぎ館〕	TEL 48 - 2073 FAX 48 - 3097
陽光の里	小林市真方 5038 番地 1 〔社会福祉法人コスモス会〕	TEL 23 - 2851 FAX 23 - 2851
ヘルパーセンター 悠（はるか）水流迫	小林市水流迫 569 番地 13	TEL 27 - 3644 FAX 27 - 3645
訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野 2202 番地 3 ボヌール上町 1 号	TEL 27 - 4033 FAX 27 - 4033
リノラ未来	小林市細野 3084 番地 2	TEL 48 - 1234 FAX 48 - 1235
ケアサポートステーション すみれ	小林市堤 3742 番地 12	TEL 33 - 3405 FAX 48 - 0071

② 日中活動系サービス

・生活介護

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 23 - 3670 FAX 23 - 5229
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
あさひの里 ハッピーポパイ	小林市真方 162 番地 1	TEL 23 - 8780 FAX 23 - 8780
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733
リノラ未来	小林市細野 3084 番地 2	TEL 48 - 1234 FAX 48 - 1235

・自立訓練（生活訓練）

名 称	所 在 地	電話番号等
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
ふれあいの里 のじりコミュニティ	小林市野尻町三ヶ野山 4354 番地 12	TEL 44 - 3950 FAX 44 - 3950
多機能型事業所 TSUNAGU	小林市南西方 1073 番地 7	TEL 22 - 0503 FAX 22 - 0504
りのらミラクル	小林市堤 2977 番地 101	TEL 48 - 7200 FAX 48 - 7201
菜の花作業所	小林市真方 209 番地	TEL 23 - 6090 FAX 48 - 6101

・就労移行支援

名 称	所 在 地	電話番号等
グリーンマーリン	小林市細野 236 番地 7	TEL 27 - 3351 FAX 27 - 3352
イエローマーリン	小林市本町 15 番地	TEL 48 - 0331 FAX 48 - 0332

・就労継続支援A型

名 称	所 在 地	電話番号等
グリーンマーリン	小林市細野 236 番地 7	TEL 27 - 3351 FAX 27 - 3352
aka'aka	小林市堤 4378 番地	TEL 48 - 0058 FAX 48 - 0065

・就労継続支援B型

名 称	所 在 地	電話番号等
ふれあいさろん「元気」	小林市細野 2011 番地 25 片平ビル 1F	TEL 24 - 1533 FAX 24 - 1534
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
ふれあいの里 のじりコミュニティ	小林市野尻町三ヶ野山 4354 番地 12	TEL 44 - 3950 FAX 44 - 3950
あさひの里ハッピーポパイ	小林市真方 162 番地 1	TEL 23 - 8780 FAX 23 - 8780
菜の花作業所	小林市真方 209 番地	TEL 23 - 6090 FAX 48 - 6101
サニーサイド宮崎	小林市北西方 3737 番地 1	TEL 27 - 3253 FAX 27 - 3254
多機能型事業所 TSUNAGU	小林市南西方 1073 番地 7	TEL 22 - 0503 FAX 22 - 0504
スマイルハウス	小林市野尻町三ヶ野山 133 番地 12	TEL 47 - 4865 FAX 47 - 4865
つくし	小林市堤 2789 番地 4	TEL 48 - 4492 FAX 48 - 4493
りのらミラクル	小林市堤 2977 番地 101	TEL 48 - 7200 FAX 48 - 7201

・就労定着支援

名 称	所 在 地	電話番号等
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503

・短期入所

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 23 - 3670 FAX 23 - 5229
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733
リノラ未来	小林市細野 3084 番地 2	TEL 48 - 1234 FAX 48 - 1235
短期入所事業所 親友 ※連絡先「ふれあいの里」	小林市細野 2829 番地 4	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
テナン・モジラ	小林市南西方 4 9 番地 1	TEL 48 - 0095 FAX 48 - 0094

③ 居住系サービス

・ 障害者支援施設

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 23 - 3670 FAX 23 - 5229
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733

・ 共同生活援助（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号等
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
日章野菊の里グループホーム	小林市細野 2778 番地 1	TEL 22 - 1151 FAX 22 - 1002
グループホームちろりん 2 号館 ※連絡先「内村病院」	小林市細野 170 番地 1	TEL 23 - 2575 FAX 22 - 6442
かすみ荘	小林市細野 1643 番地 8	TEL 27 - 4440 FAX 27 - 4441
あさひの里 ハッピーヴィレッジ	小林市真方 960 番地 1	TEL 27 - 3817
あさひの里 ハッピースマイル	小林市細野 322 番地 2	TEL 27 - 3028
テナン・モジラ	小林市南西方 49 番地 1	TEL 48 - 0095 FAX 48 - 0094
らららホーム壱番館	小林市真方 512 番地 48	TEL 23 - 5984 FAX 23 - 5984

④ 相談支援事業

・ 指定一般相談支援

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 そうだんサポートセンター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 23 - 2112 FAX 23 - 5229
ゆるいとタウン とんでーの	小林市細野 486 番地 27	TEL 27 - 4440 FAX 27 - 4441

・指定特定相談支援

名 称	所 在 地	電話番号等
そうだんサポートセンター あさひ	小林市細野 332 番地 2	TEL 24 - 5880 FAX 48 - 0188
日章野菊の里 そうだんサポートセンター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 23 - 2112 FAX 23 - 5229
相談支援センター Y U I	小林市堤 119 番地 1	TEL 23 - 3969 FAX 23 - 4503
ありの実園相談室	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733
小林市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	小林市細野 367 番地 1	TEL 27 - 3277 FAX 22 - 8174
ゆるいとタウン とんでーの	小林市細野 486 番地 27	TEL 27 - 4440 FAX 27 - 4441
相談支援事業所 C O N N E C T	小林市南西方 1073 番地 7	TEL 070-4495-6262 FAX 22 - 0504
そうだん i p p o	小林市真方 868 番地	TEL 070-4006-3475 FAX 25 - 1263

⑤ 地域生活支援事業

・移動支援

名 称	所 在 地	電話番号等
ヘルパーセンター悠 (はるか) 水流迫	小林市水流迫 569 番地 13	TEL 27 - 3644 FAX 27 - 3645
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野 367 番地 1 〔小林市社会福祉センター別館〕	TEL 23 - 3733 FAX 22 - 8120
訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野 2202 番地 3 ポヌール上町 1 号	TEL 27 - 4033 FAX 27 - 4033
リノラ未来	小林市細野 3084 番地 2	TEL 48 - 1234 FAX 48 - 1235
社会福祉法人コスモス会	小林市真方 5038 番地 1	TEL 23 - 5666 FAX 23 - 5514
ケアサポートステーション すみれ	小林市堤 3742 番地 1 2	TEL 33 - 3405 FAX 48 - 0071

・訪問入浴サービス事業所

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野 367 番地 1 〔小林市社会福祉センター別館〕	TEL 23 - 3733 FAX 22 - 8120

・地域活動支援センター（Ⅰ型）

名 称	所 在 地	電話番号等
ゆるいとタウンとんでーの	小林市細野 486 番地 27	TEL 27 - 4440 FAX 27 - 4441

・地域活動支援センター（Ⅱ型）

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者地域支援センター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 21 - 0432 FAX 23 - 5229

・地域活動支援センター（Ⅲ型）

名 称	所 在 地	電話番号等
NPO 法人 あゆみの会	小林市細野 4488 番地	TEL 23 - 5407 FAX 23 - 5414

・日中一時支援

名 称	所 在 地	電話番号等
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方 115 番地	TEL 23 - 7430 FAX 23 - 0733
ふれあいの里	小林市堤 2950 番地	TEL 23 - 4478 FAX 23 - 4503
日章野菊の里 障害者地域支援センター	小林市堤 2173 番地 1	TEL 21 - 0432 FAX 23 - 5229
さぽーとハウス和音	小林市細野 2827 番地 1	TEL 27 - 3353 FAX 27 - 3362
児童療育センターほのぼの園	小林市堤 119 番地 1	TEL 22 - 2217 FAX 22 - 2225

⑥ 児童通所

名 称	所 在 地	電話番号等
児童発達支援センター ぴゅあはーと	小林市細野 2833 番地 2	TEL 27 - 3322 FAX 27 - 3344
児童通所支援センター オリーブ	小林市真方 920 番地 1	TEL 22 - 2020 FAX 22 - 2020
児童療育サポートセンター ぴこっと	小林市真方 116 番地 5	TEL 48 - 4567 FAX 48 - 4568
児童療育サポートセンター ぴこっと西町	小林市細野 481 番地	TEL 48 - 1200 FAX 48 - 1201
さぼーとハウス和音	小林市細野 2827 番地 1	TEL 27 - 3353 FAX 27 - 3362
児童発達支援事業所 O h a n a	小林市堤 3699 番地 1	TEL 27 - 3981 FAX 27 - 3975
放課後等デイサービス緑町	小林市細野 246 番地 1	TEL 23 - 0158 FAX 27 - 3158
児童療育センターほのぼの園	小林市堤 119 番地 1	TEL 22 - 2217 FAX 22 - 2225
放課後等デイサービス ジェナ	小林市東方 3212 番地 6	TEL 27 - 3113 FAX 27 - 3114
放課後等デイサービス ブーゲンビリア	小林市細野 445 番地	TEL 22 - 8270 FAX 22 - 8270
学齢期療育相談・支援事業所 いーず I	小林市真方 119 番地 1	TEL 48 - 0120 FAX 48 - 0130
放課後等デイサービス A o	小林市堤 3708 番地 4	TEL 27 - 3380 FAX 27 - 3381
放課後等デイサービス アレグリア	小林市細野 105 番地 1	TEL 27 - 3930 FAX 27 - 3934
インクルホーム HUG 小林	小林市真方 212 番地 1	TEL 27 - 3172 FAX 25 - 3173



第7期小林市障がい福祉計画

第3期小林市障がい児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月

編集・発行

小林市 健康福祉部 福祉課
〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL：0984-23-0111 FAX：0984-23-4934